

平成十九年法律第二十三号
特別会計に関する法律

目次

第一章 総則

第一節 通則（第一条～第二条）

第二節 予算（第三条～第七条）

第三節 決算（第八条～第十条）

第四節 余裕金等の預託（第十一条・第十二条）

第五節 借入金等（第十三条～第十七条）

第六節 繰越し（第十八条）

第七節 財務情報の開示（第十九条・第二十条）

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計（第二十一条～第二十七条）

第二節 地震再保険特別会計（第二十八条～第三十七条）

第三節 国債整理基金特別会計（第三十八条～第四十九条）

第四節 財政投融资特別会計（第五十条～第七十条）

第五節 外国為替資金特別会計（第七十一条～第八十四条）

第六節 エネルギー対策特別会計（第八十五条～第九十五条）

第七節 労働保険特別会計（第九十六条～第一百七条）

第八節 年金特別会計（第一百八条～第一百二十三条）

第九節 子ども・子育て支援特別会計（第一百二十三条の二～第一百二十三条の十八）

第十節 食料安定供給特別会計（第一百二十四条～第一百三十七条）

第十一節 から第十四節まで 削除

第十五節 特許特別会計（第一百九十三条～第一百九十七条）

第十六節 削除

第十七節 自動車安全特別会計（第二百十条～第二百二十一条）

第十八節 東日本大震災復興特別会計（第二百二十二条～第二百三十三条）

第三章 雑則（第二百三十四条）

附則
第一章 総則
第一節 通則
(目的)
(基本理念)

第一条 この法律は、一般会計と区分して経理を行うため、特別会計を設置するとともに、その目的、管理及び経理について定めることを目的とする。

第二条 特別会計の設置、管理及び経理は、我が国の財政の効率化及び透明化の取組を不斷に図るため、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一 各特別会計において経理される事務及び事業は、国が自ら実施することが必要不可欠であるものを除き、独立行政法人その他の國以外の者に移管されるとともに、経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。

二 各特別会計について一般会計と区分して経理する必要性につき不斷の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合が行われるとともに、租税收入が特別会計の歳出の財源とされる場合においても、当該租税收入が一般会計の歳入とされた上で当該特別会計が必要とする金額が一般会計から繰り入れられることにより、国全体の財政状況を一般会計において総覧することが可能とされること。

三 特別会計における区分経理が必要な場合においても、特別会計が細分化され、非効率な予算執行及び資産の保有が行われることがないよう、経理の区分の在り方につき不断の見直しが行われること。

四 各特別会計において事務及び事業を実施するために必要な金額を超える額の資産を保有することとならないよう、剩余金の適切な処理その他所要の措置が講じられること。
五 特別会計の資産及び負債に関する状況その他の特別会計の財務に関する状況を示す情報が広く国民に公開されること。

第二条 (設置)
次に掲げる特別会計を設置する。

一 交付税及び譲与税配付金特別会計

二 地震再保険特別会計

三 国債整理基金特別会計

四 外国為替資金特別会計

五 エネルギー対策特別会計

六 労働保険特別会計

七 年金特別会計

八 子ども・子育て支援特別会計

九 労働保険特別会計

十 年金特別会計

十一 から十四まで 削除

十五 特許特別会計

十六 削除

十七 自動車安全特別会計

十八 東日本大震災復興特別会計

十九 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、次章に定めるとおりとする。

第二節 予算
(歳入歳出予定計算書等の作成及び送付)

第三条 所管大臣（特別会計を管理する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）をいう。以下同じ。）は、毎会計年度、その管理する特別会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

一 歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み並びに当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについては当該事業の計画及び進行状況その他当該国庫債務負担行為の執行に関する調査書

三 前々年度末における積立金明細表

四 前年度の資金の増減に関する実績表

五 前年度及び当該年度の資金の増減に関する計画表

六 当該年度に借り入れを予定する借入金についての借り入れ及び償還の計画表

七 前各号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出予定計算書等に添付しなければならないとされている書類

（歳入歳出予算の区分）

第四条 各特別会計（勘定に区分する特別会計にあつては、勘定とする。次条第一項、第九条第一項並びに第十条第一項及び第三項を除き、以下この章において同じ。）の歳入歳出予算は、歳入

にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつてはその目的に従つて項に、それぞれ区分するものとする。

（予算の作成及び提出）

第五条 内閣は、毎会計年度、各特別会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の予算には、歳入歳出予定計算書等及び第三条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入れ)
第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入の対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められており、該会計において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

(弾力条項)

第七条 各特別会計において、当該特別会計の目的に照らして予算で定める事由により経費を増額する必要がある場合であつて、予算で定める事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

2 前項の規定による経費の増額については、財政法第三十五条第二項から第四項まで及び第六条の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条第二項中「各省各庁の長は、予備費の使用」とあるのは「所管大臣（特別会計を管理する各省各庁の長をいう。次条第一項において同じ。）は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、同条第四項中「予備費使用書」とあるのは「経費増額書」と、同法第三十六条第一項中「予備費を以て支弁した金額」と、同法第三項中「予備費を以て支弁した」とあるのは「所管大臣」と、同条第二項中「予備費を以て支弁した金額」とあるのは「特別会計に関する法律第七条第一項の規定による経費の増額」と、同条第三項中「予備費を以て支弁した」とあるのは「前項の」と、「各省各庁」とあるのは「各特別会計」と読み替えるものとする。

(第三節 決算)

(剰余金の処理)

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）

第九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、歳入歳出予定計算書と同一の区分による歳入歳出決定計算書を作成し、財務大臣に送付しなければならない。

一 債務に関する計算書

二 当該年度末における積立金明細表

三 当該年度の資金の増減に関する実績表
四 前三号に掲げる書類のほか、次章において歳入歳出決定計算書に添付しなければならないとされている書類

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書に基づいて、各特別会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 各特別会計の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書及び前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 各特別会計の歳入歳出決算についての財政法第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前年度繰越額」とあるのは、「前年度繰越額／二の二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第七条第一項の規定による経費の増額の金額／」とする。

第四節 余裕金等の預託

（余裕金の預託）
第十一條 各特別会計において、支払上現金に余裕がある場合には、これを財政融資資金に預託することができる。

(積立金及び資金の預託)

第十二条 各特別会計の積立金及び資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

第五節 借入金等

(借入金)

（借入限度の繰越し）
第十四条 各特別会計において、借入金の限度額について国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定により、借入金をすることができる。

(二時借入金等)

（二時借入金等）
第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

(二時借入金)

（二時借入金）
第十六条 各特別会計において、前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

(融通証券)

（融通証券）
第十七条 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合には、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

(繰替金)

（繰替金）
第十八条 各特別会計の負担に属する借入金及び一時借入金の借入れ及び償還並びに融通証券の發行及び償還に関する事務は、財務大臣が行う。

(国債整理基金特別会計等への繰入れ)

（国債整理基金特別会計等への繰入れ）
第十九条 各特別会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に關する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、当該特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。

て翌年度以降に繰り越して使用することができる旨の定めがある場合に限り、繰り越して使用することができる。

2 所管大臣は、前項の繰越しをした場合には、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 所管大臣が第一項の繰越しをした場合には、当該繰越しに係る経費について、財政法第三十条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

第七節 財務情報の開示

(企業会計の慣行を参考とした書類)

第十九条 所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

3 第一項の書類の作成方法その他同項の書類に関する必要な事項は、政令で定める。

(財務情報の開示)

第二十条 所管大臣は、その管理する特別会計について、前条第一項の書類に記載された情報その他特別会計の財務に関する状況を適切に示す情報として政令で定めるものを、インターネットの利用その他適切な方法により開示しなければならない。

第二章 各特別会計の目的、管理及び経理

第一節 交付税及び譲与税配付金特別会計

(目的)

第二十一条 交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この節において「交付税特別会計」という。)とは、地方交付税及び地方譲与税の配付に関する経理を明確にすることとする。

第二十二条 交付税特別会計は、総務大臣及び財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第二十七条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

第二節 地震再保険特別会計

(目的)

第二十八条 地震再保険特別会計は、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)による地震再保険事業に関する経理を明確にすることとする。

(管理)

第二十九条 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第三十条 地震再保険に関する法律第三条の規定による再保険の再保険料(第三十六条第一項において

(目的)

第二十九条 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(管理)

第三十条 地震再保険に関する法律第三条の規定による再保険の再保険料(第三十六条第一項において

二 歳出

イ 地方交付税交付金(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)による地方交付税の

交付金をいう。以下同じ)及び地方譲与税譲与金(地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律

第一百三号)による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境税譲与税に関する法

律(平成三十一年法律第三号)による森林環境譲与税の譲与金(以下「森林環境譲与税譲与

金」という。)、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第二百五十七号)による石油ガス譲与税の

譲与金、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)

による特別法人事業譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)によ

る自動車重量譲与税(以下「自動車重量譲与税」という。)、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)による

航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特

別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費

二 歳出

イ 地方交付税の収入

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ニ 地方揮発油税、森林環境税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、特別法人事業税、

自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税

及び特別とん税の収入

ホ 一時借入金の借換えによる収入金

二 歳出

イ 地方交付税交付金(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)による地方交付税の

交付金をいう。以下同じ)及び地方譲与税譲与金(地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律

第一百三号)による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境税譲与税に関する法

律(平成三十一年法律第三号)による森林環境譲与税の譲与金(以下「森林環境譲与税譲与

金」という。)、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第二百五十七号)による石油ガス譲与税の

譲与金、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)

による特別法人事業譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)によ

る自動車重量譲与税(以下「自動車重量譲与税」という。)、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)による

航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)による特

別とん譲与税の譲与金をいう。)並びにこれらに関する諸費

口 一時借入金の利子
ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
二 附属諸費

(一般会計からの繰入れの特例)

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていなければ算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(剰余金の処理の特例)

第二十五条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(一時借入金の借換え)

第二十六条 第十五条第四項の規定にかかわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、交付税特別会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(繰越し)

第二十七条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

(第二節 地震再保険特別会計)

(目的)

第二十八条 地震再保険特別会計は、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)による地震再保険事業に関する経理を明確にすることとする。

(管理)

第二十九条 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(目的)

第二十九条 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(管理)

第三十条 地震再保険に関する法律第三条の規定による再保険の再保険料(第三十六条第一項において

<p>二 一時借入金の利子 　　本 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 　　へ 一般会計への繰入金 ト 附属諸費</p> <p>(歳入歳出予定計算書等の添付書類)</p> <p>第三十一条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、地震再保険特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。</p> <p>第三十二条 地震再保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、再保険金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、借り換えた一時借入金の償還金及び利子並びに事務取扱費に要する経費とする。</p> <p>2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰り入れられた繰入金（事務取扱費に係るものを除く。）については、後日、地震再保険特別会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p> <p>(利益及び損失の処理)</p> <p>第三十三条 地震再保険特別会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額を超える場合には、その超える額に相当する金額を、責任準備金として積み立てなければならない。</p> <p>2 地震再保険特別会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足する場合は、責任準備金をもつて補足するものとする。</p> <p>3 前項の規定により責任準備金をもつて補足することができない損失の額は、翌年度に繰り越して整理するものとする。</p> <p>(積立金)</p> <p>第三十四条 地震再保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち、再保険金並びに借入金の償還金及び利子に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 前項の積立金は、地震再保険特別会計の歳出の財源に充てるために必要がある場合には、同会計の歳入に繰り入れができる。</p> <p>(歳入歳出決定計算書の添付書類)</p> <p>第三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、地震再保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。</p> <p>(借入金対象経費)</p> <p>第三十六条 地震再保険特別会計における借入金対象経費は、再保険金（借り換えた一時借入金で、その年度における再保険料、積立金からの生ずる収入（次項において「再保険料等」という。）をもって当該年度における再保険金を支弁するのに不足するためその借換えが行われたものの償還金を含む。）を支弁するために必要な経費とする。</p> <p>2 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもつて当該年度における再保険金を支弁するのに不足する金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。</p> <p>(一時借入金の借換え等)</p> <p>第三十七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、地震再保険特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。</p> <p>2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。</p>	<p>二 一時借入金の利子 　　本 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 　　へ 一般会計への繰入金 ト 附属諸費</p> <p>(歳入歳出予定計算書等の添付書類)</p> <p>第三十八条 国債整理基金特別会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 この節において「国債」とは、公債、借入金、証券、一時借入金、融通証券その他政令で定めるものをいう。</p> <p>第三十九条 国債整理基金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。</p> <p>(目的)</p> <p>第四十条 国債整理基金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>イ 一般会計及び各特別会計からの繰入金</p> <p>　　(歳入及び歳出)</p> <p>　　ハ 第四十七条第三項の規定による組入金</p> <p>　　ニ この会計に所属する株式の処分による収入</p> <p>　　ホ この会計に所属する株式に係る配当金</p> <p>　　ヘ 第四十九条第一項の規定による取引に基づく収入金</p> <p>　　ト 国債整理基金から生ずる収入</p> <p>　　チ 附属雑収入</p> </td><td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>2 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。</p> <p>4 地震再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。</p> </td></tr> </table> <p>第三節 国債整理基金特別会計</p> <p>第四十一條 第三条第二項第三号から第五号までの規定にかかわらず、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にすることを目的とする。</p> <p>2 この節において「国債」とは、公債、借入金、証券、一時借入金、融通証券その他政令で定めるものをいう。</p> <p>第四十二条 第六条の規定にかかわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、国債（一般会計の負担に属する公債及び借入金（政令で定めるもの）を除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。)の償還に充てるために繰り入れるべき金額は、前年度期首における国債の総額の百分の一・六に相当する金額とする。</p> <p>3 前項の国債の総額の計算に際し、割引の方法をもつて発行された公債については、発行価格をもつて額面金額とみなす。</p> <p>4 前三項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債のうち割引の方法をもつて発行された公債については、前年度期首における未償還分の発行価格差減額を発行の日から償還の日までの年数で除した額に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>イ 一般会計及び各特別会計からの繰入金</p> <p>　　(歳入及び歳出)</p> <p>　　ハ 第四十七条第三項の規定による組入金</p> <p>　　ニ この会計に所属する株式の処分による収入</p> <p>　　ホ この会計に所属する株式に係る配当金</p> <p>　　ヘ 第四十九条第一項の規定による取引に基づく収入金</p> <p>　　ト 国債整理基金から生ずる収入</p> <p>　　チ 附属雑収入</p>	<p>2 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。</p> <p>4 地震再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。</p>
<p>イ 一般会計及び各特別会計からの繰入金</p> <p>　　(歳入及び歳出)</p> <p>　　ハ 第四十七条第三項の規定による組入金</p> <p>　　ニ この会計に所属する株式の処分による収入</p> <p>　　ホ この会計に所属する株式に係る配当金</p> <p>　　ヘ 第四十九条第一項の規定による取引に基づく収入金</p> <p>　　ト 国債整理基金から生ずる収入</p> <p>　　チ 附属雑収入</p>	<p>2 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。</p> <p>4 地震再保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。</p>		

前各項及び他の法律の規定による繰入れのほか、国債の円滑かつ確実な償還を行うために必要があると認める場合には、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第四十三条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、第八条第一項の規定は、適用しない。

(*（歳入歳出決定計算書の添付書類の特例）*)

第四十四条 第九条第二項第三号の規定にかかわらず、国債整理基金特別会計においては、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

2 第九条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、国債整理基金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

(*（国債整理基金の運用）*)

第四十五条 第十一条の規定によるほか、国債整理基金は、国債に運用することができる。

2 財務大臣は、国債整理基金の運用に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(*（借換国債）*)

第四十六条 国債整理基金特別会計においては、各年度における国債の整理又は償還のために必要な金額を限度として、借換国債を発行することができる。

2 借換国債のうち当該年度内に償還すべき借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 前項に規定する当該年度内に償還すべき借換国債を償還するために国債整理基金を使用する場合には、国債整理基金特別会計の歳出外として経理するものとする。

第四十七条 国債整理基金特別会計においては、翌年度における国債の整理又は償還のため、予算をもって国会の議決を経た金額を限度として、借換国債を発行することができる。

2 前項の規定による借換国債の発行収入金は、国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入するものとする。

3 前項の規定により国債整理基金に編入した借換国債の発行収入金は、編入した日の属する年度の翌年度の四月一日（同日が、土曜日に当たるときはその翌々日とし、日曜日に当たるときはその翌日とする）において、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れるものとする。

(*（繰越し）*)

第四十八条 国債整理基金特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度以降において繰り越して使用することができる。

(*（国債の円滑な償還及び発行のための取引）*)

第四十九条 財務大臣は、国債の円滑な償還及び発行のため、スワップ取引その他政令で定める取引を行ふことができる。

2 前項の「スワップ取引」とは、財務大臣とその取引の相手方として財務大臣が定める要件に該当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率（以下この項において「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は通貨を授受することを約するものを含む。）をいう。

3 財務大臣は、第一項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができるものとする。

第四節 財政投融資特別会計

(*（目的）*)

第五十条 財政投融資特別会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために國の財政資金をもつて行う投資（出資及び貸付けをいう。第五十四条第三号及び第五十九条第一項において同じ。）に関する経理を明確にすることを目的とする。

(*（管理）*)

第五十一条 財政投融資特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(*（勘定区分）*)

第五十二条 財政投融資特別会計は、財政融資資金勘定及び投資勘定に区分する。

(*（歳入及び歳出）*)

第五十三条 財政融資資金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

		二 歳入	一 歳出
イ	イ	ロ 借入金及び公債の発行収入金	ハ 財政融資資金からの受入金
ロ 借入金及び公債の発行収入金	ハ 財政融資資金からの受入金	二 歳入	ホ 第六十五条第一項の規定による取引に基づく収入金
イ 財政融資資金の運用利殖金	ホ 第六十六条第一項各号に係る措置に基づく収入金	二 歳出	ト 繰替金（第六十七条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）
二 歳入	ト 繰替金（第六十七条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）	チ 附屬雑収入	チ 附屬雑収入
一 歳出	ト 繰替金（第六十七条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）	二 歳出	二 歳出
イ 財政融資資金預託金の利子	イ 財政融資資金預託金の利子	イ 財政融資資金預託金の利子	イ 財政融資資金預託金の利子
ロ 財政融資資金の運用損失金	ロ 財政融資資金の運用損失金	ロ 財政融資資金の運用損失金	ロ 財政融資資金の運用損失金
ハ 手数料	ハ 手数料	ハ 手数料	ハ 手数料
ニ 事務取扱費	ニ 事務取扱費	ニ 事務取扱費	ニ 事務取扱費
ホ 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子	ホ 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子	ホ 第六十五条第一項の規定による取引に要する経費	ホ 第六十五条第一項の規定による取引に要する経費
ト 第六十五条第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金	ト 第六十五条第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金	ト 第六十七条第二項ただし書の規定による借入金及び利子	ト 第六十七条第二項ただし書の規定による借入金及び利子
チ 第六十七条第二項ただし書の規定による繰替金の返還金	チ 第六十七条第二項ただし書の規定による繰替金の返還金	チ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子	チ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子
ヌ 財政融資資金への繰入金	ヌ 財政融資資金への繰入金	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子
ヌ 公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費用	ヌ 公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費用	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子
ヌ 投資勘定における歳入及び歳出	ヌ 投資勘定における歳入及び歳出	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子
ヌ 附屬諸費用	ヌ 附屬諸費用	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子	ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による公債の償還金及び利子
一 歳入	一 歳入	一 歳入	一 歳入
イ 出資に対する配当金	イ 出資に対する配当金	イ 出資に対する配当金	イ 出資に対する配当金
ロ 出資の回収金	ロ 出資の回収金	ロ 出資の回収金	ロ 出資の回収金
ハ 貸付金の償還金及び利子	ハ 貸付金の償還金及び利子	ハ 貸付金の償還金及び利子	ハ 貸付金の償還金及び利子
ニ この勘定に帰属する納付金	ニ この勘定に帰属する納付金	ニ この勘定に帰属する納付金	ニ この勘定に帰属する納付金
ニ 投資財源資金からの受入金	ニ 投資財源資金からの受入金	ニ 投資財源資金からの受入金	ニ 投資財源資金からの受入金
ト ヘ 一般会計からの繰入金	ト ヘ 一般会計からの繰入金	ト ヘ 一般会計からの繰入金	ト ヘ 一般会計からの繰入金
チ 外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。）の発行による収入金	チ 外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。）の発行による収入金	チ 外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。）の発行による収入金	チ 外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。）の発行による収入金
チ 附屬雑収入	チ 附屬雑収入	チ 附屬雑収入	チ 附屬雑収入
二 歳出	二 歳出	二 歳出	二 歳出
イ 出資の払込金	イ 出資の払込金	イ 出資の払込金	イ 出資の払込金
ロ 貸付金	ロ 貸付金	ロ 貸付金	ロ 貸付金
ハ 一般会計への繰入金	ハ 一般会計への繰入金	ハ 一般会計への繰入金	ハ 一般会計への繰入金
ニ 一時借入金の利子	ニ 一時借入金の利子	ニ 一時借入金の利子	ニ 一時借入金の利子
ホ 外貨債の償還金及び利子	ホ 外貨債の償還金及び利子	ホ 外貨債の償還金及び利子	ホ 外貨債の償還金及び利子

へ 外貨債の発行及び償還に関する諸費
ト 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第五十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、財政投融資特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類(第三号及び第四号に掲げる書類については、投資勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の投資の計画表

四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第五十五条 投資勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。

(資本並びに利益及び損失の処理)

第五十六条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

第五十七条 投資勘定においては、附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計の廃止の際ににおける同会計の資本の額に相当する金額をもって資本とする。

第五十八条 第二項の規定による繰入金に相当する金額は、前項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

第五十九条 第二項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めると

ころにより、繰り入れるものとする。

第六十条 第二項に規定する一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計から

の繰入金に相当する金額は、投資勘定の資本に組み入れて整理するものとする。

第六十一条 第二項に規定する一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立

金の額から減額して整理するものとする。

第五十八条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、当該年度の歳入の収納済額(次項において「収納済額」という。)から当該年度の歳出の支出済額と第七十条の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものとの合計額(次項において「支出済額等」という。)を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

第五十九条 財政融資資金勘定の每会計年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

第六十条 第二項の積立金が毎会計年度末において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

第六十一条 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、第八条

(投資財源資金)
(投資財源資金)
第五十九条 投資勘定においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもつてこれに充てる。

3 2 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。

投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、投資勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

4 投資勘定において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。

第六十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、財政投融資特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における運用資産明細表(財政融資資金勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第六十三条 財政融資資金勘定において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、公債を発行することができる。

第六十四条 第二項の規定による公債の発行の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

第六十五条 第二項の規定による公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。

(公債)

第六十六条 第二十四条の規定にかかるわらず、財政融資資金勘定において、第十三条第二項又は前条第一項及び第二号に掲げる書類のほか、歳入歳出予定計算書等に、当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。

(借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越し)

第六十七条 第二十四条の規定にかかるわらず、財政融資資金勘定において、第十三条第二項又は前条第一項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合に、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、第十三条第一項及び第六十二条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

(財政融資資金への繰入れ等)

第六十八条 財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は公債の発行收入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

第六十九条 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金勘定の適切な管理のための金利スワップ取引)

第六十条 財務大臣は、財政融資資金勘定の適切な管理のため、同勘定の負担において、金利スワップ取引を行うことができる。

第六十一条 前項の「金利スワップ取引」とは、財務大臣とその取引の相手方として財務大臣が定める要件に該当する者(以下この項において「取引当事者」という。)が元本として定めた金額について取引当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引をいう。

第六十二条 財務大臣は、第一項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができ

(財政融資資金の運用の財源に充てるための措置)

第六十三条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てるために必要があるときは、財政融資資金の運用資産(以下この項において「運用資産」という。)を財政融資資金勘定に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。
- 二 資産対応証券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を当該年度内に発行する特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）に譲渡すること。
- 2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金勘定に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同勘定から財政融資資金に繰り入れるものとする。
- 3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。
- （財政融資資金の繰替使用）
- 第六十七条** 財政融資資金勘定においては、財政融資資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。
- 2 前項の規定による繰替金を返還する場合には、当該年度の歳入（第五十八条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。）をもつて返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかわらず、その返還することができない金額を限り、繰替使用をしたときから一年内に返還することができる。
- （財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計等への繰入れ）
- 第六十八条** 外貨債及び公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 2 財政融資資金勘定の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。
- 3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、財政投融資特別会計から一般会計に繰り入れなければならない。
- （利子の支払事務の委託）
- 第六十九条** 財務大臣は、財政融資資金預託金の利子の支払を、日本銀行に取り扱わせることができる。
- 2 財務大臣は、前項の規定により財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合には、その利子の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。
- （繰越し）
- 第七十条** 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。
- 第五節 外国為替資金特別会計**
- （目的）
- 第七十一条** 外国為替資金特別会計は、政府の行う外国為替等の売買等を円滑にするために外国為替資金を置き、その運営に関する経理を明確にすることを目的とする。
- 2 この節において「外国為替等」とは、外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項に規定する対外支払手段及び外貨証券並びに外貨債権（外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権（同項第十三号に規定する債権を除く。）をいう。以下この節において同じ。）並びに特別引出権（国際通貨基金協定第十五条に規定する特別引出権をいう。以下この節において同じ。）並びに対外支払の決済上必要な金銀地金をいう。
- 3 第一項の「売買等」とは、売買（国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十一号。以下この節において「加盟措置法」という。）第十一条の規定による取引を含む。以下この節において同じ。）及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替とのその他の取引を含む。）をいう。

- 第七十二条** 外国為替資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。（管理）
- （歳入及び歳出）
- 第七十三条** 外国為替資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
- イ 外国為替資金の運営に基づく収益金（外国通貨をもつて表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについてはその円貨代わり金とし、国際通貨基金協定第五条第九項の規定による報酬を含み、第七十八条第一項に規定する利益を除く。）
- ロ 第七十八条第一項の規定による利益の組入金
- ハ 一般会計からの繰入金
- 二 歳出
- イ 外国為替資金の運営に要する経費（外国通貨をもつて表示されるもの又は特別引出権若しくは金地金によるものについては、その円貨代わり金。以下この節において同じ。）
- ロ 事務取扱費
- ハ 事務委託費
- ニ 第七十八条第一項の規定による損失の補てん金
- ホ 一時借入金、融通証券及び基金通貨代用証券（加盟措置法第五条第一項に規定する基金通貨代用証券をいう。以下この節において同じ。）の利子
- ヘ 第八十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の償還金及び利子
- ト 融通証券及び基金通貨代用証券の発行及び償還に関する諸費
- チ 附属諸費
- （歳入歳出予定計算書等の添付書類）
- 第七十四条** 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、外国為替資金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。
- （一般会計からの繰入対象経費）
- 第七十五条** 外国為替資金特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、第七十三条第二号の経費とする。
- 2 第六条及び前項の規定により一般会計から繰入れをすることができる金額は、外国為替資金特別会計の歳入歳出の決算上不足を生ずると見込まれる場合における当該不足を生ずると見込まれる金額に相当する金額を限度とする。
- （外国為替資金の運営）
- 第七十六条** 外国為替資金は、外国為替等の売買に運用するものとする。
- 2 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金に属する外国為替等（特別引出権を除く。）を銀行等（外国為替及び外國貿易法第十六条の二に規定する銀行等をいう。）、外國においてある銀行、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五回第十二条第九項に規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条に規定する外国証券業者（以下この節において「金融機関」という。）に対して預入し、若しくは貸し付け（貸越しの契約に基づく場合を含む。以下この項において同じ。）、又は外国為替資金に属する現金（本邦通貨たる現金をいう。以下この節において同じ。）を金融機関に預入し、若しくは貸し付けることができる。
- 3 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、金融機関から外国為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の預入を受け、若しくは外国為替等を借り入れ（借越しの契約に基づく場合を含む。）、

若しくは外国為替手形の引受け若しくは金融機関の外国為替等に係る債務の保証をし、又は同会計の負担において、金融機関から現金の預入を受け、若しくは借越しの契約に基づいて現金を借り入れることができる。

4 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、金融機関から外國為替等（特別引出権を除く。以下この項において同じ。）の寄託を受け、又は金融機関に外國為替等を寄託することができる。

5 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに伴う取引上必要があると認める場合には、外国為替資金特別会計の負担において、外國為替及び外國貿易法第六条第一項第十四号に規定する金融指標等先物契約（外國において若しくは外貨をもつて支払が行われるもの又は外國通貨の金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）に係るものに限る。）を締結することができる。

6 財務大臣は、外國為替資金に属する外國為替等（特別引出権を除く。）に係るものに限る。）を締結するには、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）と同法第八条第十一号ロに規定する投資一任契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

7 外國為替資金に属する外國為替等及び現金は、加盟措置法第一条の規定による国際通貨基金に対する出資及び基金通貨代用証券の償還に充てることができる。

8 外國為替資金に属する現金は、加盟措置法第十二条第一項に規定する貸付けに充てることができる。

9 外國為替資金は、一般会計からの繰入金及び第八十条の規定による組入金をもつてこれに充てられる。

（外國為替資金の運営の事務の委託）

第七十七条 財務大臣は、前条の規定による外國為替資金の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 日本銀行は、財務大臣の指示するところに従い、前項の規定により財務大臣から取扱いを委任された事務の一部を、金融機関に取り扱わせることができる。

（外國為替等の売買に伴う損益の処理）

第七十八条 外國為替等の売買に伴つて生じた利益は、外國為替資金特別会計の当該年度の歳入に繰り入れ、外國為替等の売買に伴つて生じた損失は、同会計の当該年度の歳出をもつて補てんする。ただし、補てんのための同会計の当該年度の歳出予算額が当該補てん額に対しても不足する場合には、当該不足額は、翌年度において補てんするものとする。

2 前項の規定による利益及び損失の計算の方法並びに当該利益の繰入れ及び当該損失の補てんの時期は、政令で定める。

（外國為替等の価額の改定及びこれに伴う損益の処理）

第七十九条 外國為替資金に属する外國為替等（特別引出権をもつて表示される外貨証券及び外貨債権を除く。以下この項及び次項において同じ。）の価額は、外國為替相場（外國為替等のうち金銀地金以外のものについては外國為替及び外國貿易法第七条第一項の規定により財務大臣が定める基準外國為替相場又は裁定外國為替相場をいい、金銀地金については財務大臣の指定する価額とする。以下この項及び次条において同じ。）に変更があった場合には、政令で定める場合を除き、変更後の外國為替相場により改定するものとする。

2 前項の規定による外國為替等の価額の改定に基づいて生ずる利益又は損失は、外國為替資金の評価益又は評価損として整理するものとする。

3 外國為替資金に属する特別引出権及び特別引出権をもつて表示されるものの価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

（外國為替資金への組入れ）

第八十条 外國為替資金特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合は、当該剩余金のうち、外國為替相場の変動、市場金利の変動その他の要因を勘案し、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を、外國為替資金に組み入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第八十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、外國為替資金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（融通証券等）

第八十二条 外國為替資金特別会計においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項又は第六項の規定にかかわらず、外國為替資金特別会計において、歳入不足のために一時借入金若しくは融通証券を償還し、又は繰替金を返還することができない場合には、その償還し、又は返還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の償換えをし、又は融通証券を発行することができる。この場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「借入金の」とあるのは、「第八十二条第二項の規定により借り換えた一時借入金及び発行した融通証券の」とする。

3 前項の規定により借り換えた一時借入金又は発行した融通証券は、当該借換え又は発行をしたときから一年内に償還しなければならない。

4 基金通貨代用証券については、これを融通証券とみなして、第十六条及び第十七条の規定を適用する。

5 外國為替資金特別会計においては、同会計の外國為替資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

（外國為替資金における一時借入金等）

第六十三条 外國為替資金に属する現金に不足がある場合には、外國為替資金特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項及び第四項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定によるほか、外國為替資金に属する現金に不足がある場合には、外國為替資金特別会計の余裕金を繰り替えて使用することができる。

5 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに第三項の規定による繰替金は、一年年内に償還し、又は返還しなければならない。

6 第四項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

（外國為替資金特別会計の運営に関する事務の委託）

第八十四条 財務大臣は、第七十七条第一項に規定する事務のほか、外國為替資金特別会計の運営に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、財務大臣は、外國為替資金の運営に要する経費の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

第六節 エネルギー対策特別会計

（目的）

第八十五条 エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることに緊要であることに鑑み講じられる措置であって、次に掲げるものをい

1 石油の備蓄の増強のために経済産業大臣が行う措置であって、次に掲げるもの

- イ 国家備蓄石油（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号。以下この項において「備蓄法」という。）第二条第十項に規定する国家備蓄石油をいう。以下この節において同じ。）の取得、管理及び譲渡し
- ロ 国家備蓄施設（備蓄法第二十九条に規定する国家備蓄施設をいう。第八十八条第一項第二号イ及び第九十四条第一項において同じ。）の設置及び管理
- 二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの
- イ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付
- ロ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
- ハ 石油及び可燃性天然ガスの探鉱及びこれに必要な地質構造の調査又は石油及び可燃性天然ガス資源の開発に係る技術の振興を図るために行う事業に係る補助（交付金、補給金、補償金その他の給付金の交付を含む。以下この号及び次項において同じ。）で政令で定めるもの
- ニ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十二条第一項第五号の規定に基づき行う事業（石炭に係るものに限る。）及び同項第十二号の規定に基づき行う事業（石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。）に係る補助
- ホ 備蓄法第四十二条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する補助
- ヘ 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するために行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの
- ト 石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化を図るために行う事業に係る補助で政令で定めるもの
- 三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項において「燃料安定供給対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）
- この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（第六項の措置に該当するもの並びに発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。
- この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るために措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 次に掲げる財政上の措置
- イ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
- ロ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付
- ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資
- 二 発電用施設の設置又は改修に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）において同じ。）で政令で定めるもの
- ホ 発電用施設の設置又は改修を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの
- 二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの
- ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資
- 三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項第二号チにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）
- この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他原子力発電と密接な関連を有する施設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十二条第二項第二号に規定する加工施設又は試験研究の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるもの
- この節において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 第九十二条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ
- 二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する出資

- 水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係る補助
- ハ 非化石エネルギーを利用する設備の設置又はエネルギーの利用の高度化に資する設備の設置若しくは建築材料の使用を促進するための事業及び非化石エネルギーの流通の合理化又はエネルギーの利用の高度化を図るために調査に係る補助で政令で定めるもの
- ト 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、若しくは利用するための技術又はエネルギーの利用の高度化のための技術の開発でその円滑な実施が困難なものたまに行う事業に係る補助で政令で定めるもの
- 二 前号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項において「エネルギー需給構造高度化対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）
- この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（第六項の措置に該当するもの並びに発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。
- この節において「電源利用対策」とは、発電用施設（これと密接な関連を有する施設を含む。以下この項において同じ。）の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るために措置（前項及び次項の措置に該当するものを除く。）であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 次に掲げる財政上の措置
- イ 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する交付金の交付
- ロ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃料物質の再処理技術の開発その他の業務で政令で定めるものに係る出資に限る。）又は交付金の交付
- ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資
- 二 発電用施設の設置又は改修に係る補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）において同じ。）で政令で定めるもの
- ホ 発電用施設の設置又は改修を促進するための技術の開発に係る補助で政令で定めるもの
- 二 発電用施設の安全を確保するために経済産業大臣が行う措置であつて、政令で定めるもの
- ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対する出資金の出資
- 三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に関連する措置で政令で定めるもの（第八十八条第一項第二号チにおいて「電源利用対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）
- この節において「原子力安全規制対策」とは、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他原子力発電と密接な関連を有する施設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十二条第二項第二号に規定する加工施設又は試験研究の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるもの
- この節において「原子力損害賠償支援対策」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。以下この節において「機構法」という。）の規定により行う原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するための財政上の措置であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 第九十二条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ
- 二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する出資

第九十一条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金
ハ 借入金の償還金及び利子
ニ 証券の償還金及び利子
ホ 一時借入金及び融通証券の利子
ヘ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資金
ト チ 事務取扱費
リ 附属諸費

(電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理)
第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めると
ころにより、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従つて整理しなけれ
ばならない。

(一般会計からエネルギー需給勘定への繰入れの特例)

第九十条 第六条の規定にかかわらず、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要
する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年
度の前年度以前の各年度の石油石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八
号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税
第三項の規定による一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金を除く。以下この条及び次条にお
いて同じ。）を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からエネルギー需給勘
定への繰入金（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第二項又は
第九十一条第六条の規定による一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金を除く。以下この条において同
じ。）の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額（以下この条において「繰入相当額」
という。）を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし
し、当該年度における燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の額と
予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされ
る額の見込額その他の歳入の見込額（当該年度の一般会計からの繰入金を除く。）との差額に照
らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合には、当該年度において
は、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

(一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例)

第九十一条 第六条の規定にかかわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策、
電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度
の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電
源開発促進税の收入額の決算額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各
年度の一般会計から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する
金額（以下この項において「繰入相当額」という。）を、予算で定めるところにより、一般会計
から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策、電源利用対策及
び原子力安全規制対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定によ
り当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額（当該年度の一般
会計からの繰入金を除く。）との差額に照らして繰入相当額の一部につき繰り入れる必要がない
と認められる場合には、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

2 (一般会計から電源開発促進勘定への繰入れ対象経費)

第九十二条 (二) 原子力損害賠償支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定におけ
る借入金、証券 一時借入金及び融通証券の利子に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償
て繰り入れるものとする。

還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資に要する経費並びに事
務取扱費に要する経費とする。
(エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ)

第九十三条 第八十五条第五項第一号及び第三号に掲げる措置に要する費用のうち脱炭素成長
型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の規定により国会の議決を経た費用
の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰
り入れることができる。

2 前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、
同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の三第一項の規定による
電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第九十四条 機構法第四十八条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の
交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、
毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条第一
項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定か
ら一般会計に繰り入れなければならない。

(周辺地域整備資金)

第九十五条 電源開発促進勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定
による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項の電源開発促進勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとす
る。

3 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩
余金のうち、周辺地域整備交付金及び第八十五条第四項の財政上の措置に要する費用（政令で定
めるものに限る。）に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として政令で定める
金額を、周辺地域整備資金に組み入れるものとする。

4 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上電源立地対策に必要な費用に不足
を生じた場合には、周辺地域整備資金から補足するものとする。

5 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第三項に規定する財政上の措置に要する費用を
支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、電源開発促進勘定の歳入に繰り
入れることができる。

6 周辺地域整備資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、電源開発促進勘定の歳入歳出
外として経理するものとする。

(原子力損害賠償支援資金)

第九十六条 原子力損害賠償支援勘定に原子力損害賠償支援資金を置き、同勘定からの繰入金
をもつてこれに充てる。

2 前項の原子力損害賠償支援勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるもの
とする。

3 原子力損害賠償支援資金は、第九十二条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰
入れ（第九十四条において「国債整理基金特別会計繰入れ」という。）を円滑に実施するために
要する費用を支弁するため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、原子力損害賠償支
援勘定の歳入に繰り入れることができる。

4 原子力損害賠償支援資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、原子力損害賠償支援勘
定の歳入歳出外として経理するものとする。

(脱炭素成長型経済構造移行債の発行)

第九十二条の三 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第一項の規定によりエネルギー対策特別会計の負担において行われる脱炭素成長型経済構造移行債の発行は、エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ

第九十二条の四 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債の償還金（借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもって充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、エネルギー需給勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

（剩余金の処理に係る整理）
第九十三条 電源開発促進勘定において、第八条第一項の規定により翌年度の歳入に繰り入れる金額は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に区分して整理するものとする。

第九十四条 エネルギー需給勘定における借入金対象経費は、国家備蓄石油の購入及び国家備蓄施設の設置に要する費用とする。

2 エネルギー需給勘定において、国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 原子力損害賠償支援勘定における借入金対象経費は、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用とする。

4 原子力損害賠償支援勘定において、国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるためには、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

5 原子力損害賠償支援勘定においては、翌年度における国債整理基金特別会計繰入れを円滑に実施するため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として、同勘定の負担において、借入金をし、又は一年内に償還すべき証券を発行することができる。

6 第二項及び前二項の規定により証券を発行する場合は、第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用について、第三条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条第一項中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

(融通証券等)

第九十五条 エネルギー需給勘定及び原子力損害賠償支援勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかるわらず、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、これらの勘定の負担において、一時借入金の償還をすることができる。

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

4 第二項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5 電源開発促進勘定においては、周辺地域整備資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

第七節 労働保険特別会計

(目的)

第九十六条 労働保険特別会計は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による労働者災害補償保険事業（以下この節において「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和四十九年法律百六十六号）による雇用保険事業（育児休業等給付（同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業等給付をいう。）第百二十二条の二及び第百二十三条の五第二項第二号トにおいて同じ。）に係る事業を除く。以下この節において「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第九十七条 労働保険特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)

第九十八条 労働保険特別会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

一 歳入

イ 徴収勘定からの繰入金
ロ 一般会計からの繰入金
ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる收入
ホ 独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第二項の規定による納付金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費
ロ 独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康安全機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金

ホ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金
ヘ 徴収勘定への繰入金

一時借入金の利子
ト 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）

チ 附屬諸費
雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 徴収勘定からの繰入金
ロ 一般会計からの繰入金
ハ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金
積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる收入
ホ 雇用安定資金からの受入金

ヘ 一時借入金の借換えによる収入金

リ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十五条第二項、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第十七条第二項及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法第十四条第三項の規定による納付金

又 附属雑収入

<p>二 峰出</p> <p>イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費</p> <p>ロ 独立行政法人労働者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人労働政策研究・研修機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金</p> <p>ハ 徴収勘定への繰入金</p> <p>ニ ハ 雇用安定資金への繰入金</p> <p>ホ 一時借入金の利子</p> <p>ト ハ 雇用保険事業の業務取扱費（次項第二号ホに掲げる業務取扱費を除く。）</p> <p>チ 附属諸費用</p> <p>ト ハ 徴収勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p>
<p>一 峰入</p> <p>イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下この節において「徴収法」という。）第十条第一項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第一項の特別保険料（以下この節において「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下この節において「労働保険料」による納付金の規定による納付金</p> <p>ハ 労災勘定からの繰入金</p> <p>イ 労災勘定への繰入金</p> <p>ロ 雇用勘定への繰入金</p> <p>ハ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定からの繰入金</p> <p>ホ 附屬雑収入</p>
<p>二 峰出</p> <p>イ 労災勘定への繰入金</p> <p>ロ 雇用勘定からの繰入金</p> <p>ハ 子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入金</p> <p>ホ 附屬雑収入</p>
<p>（歳入歳出の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p>

<p>第三百条 第三百二条第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定への繰入金</p> <p>ハ 労働保険料の返還金</p> <p>ホ 労働保険料の返還金</p> <p>ヘ 附屬諸費用</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p> <p>（歳入歳出予定計算書等の添付書類）</p>
<p>第二百二条の三 一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額、徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料に育児休業給付率を乗じて得た額及び徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額に育児休業給付率を乗じて得た額の合計額に相当する額は、労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>（徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする）</p>
<p>第二百二条の二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十九条に規定する労災保険事業に係るものとして政令で定めるところにより算定した額に相当する金額は、毎会計年度、それぞれ労災勘定又は雇用勘定から徴収勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>（労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入れ）</p>
<p>第二百二条の三 一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額、徴収法第二十六条第一項の規定に基づく特例納付保険料に育児休業給付率を乗じて得た額及び徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額に育児休業給付率を乗じて得た額の合計額に相当する額は、毎会計年度、徴収勘定から子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>（積立金）</p>
<p>第二百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合には、当該剩余额のうち、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。</p> <p>3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険法第六十三条に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充當歳入額」という。）の合計額を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（同条第三項及び第四項において「二事業費充當歳出額」という。）の合計額を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費（就職支援法事業に要する費用を含む。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。</p> <p>4 雇用勘定において、毎会計年度の前項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して不足がある場合その他の政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。</p> <p>5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するため必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>

(雇用安定資金)
第一百四条 雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

前項の雇用勘定から当該年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金を補足するものとする。

雇用安定資金は、雇用安定事業費及び第二百二条第三項の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができる。

雇用安定資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(国庫負担金の過不足の調整)

第一百五条 雇用勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における雇用保険法第六十六条(第一項第五号及び第五項(育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分に限る。)を除く。)、第六十七条及び第六十七条の二の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れるべき金額に対し超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補填するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百六条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)

第一百七条 第十五条第四項の規定にかかるわらず、雇用勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 労災勘定又は雇用勘定においては、当該各勘定の積立金又は雇用安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

(目的)
第八節 年金特別会計

第一百八条 年金特別会計は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による国民年金事業(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。)並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険に関する業務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)
第一百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(勘定区分)
前項の年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に区分する。

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定からの繰入金(国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金)に規定する実施機関たる共済組合等(以下この節において「実施機関たる共済組合等」という。)からの拠出金

ハ 一時借入金の借換えによる収入金

ニ 附属雑収入

第一百一条 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金

ロ 国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等への交付金

ハ 実施機関たる共済組合等への交付金

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 附属諸費

二 歳出

イ 基礎年金給付費(年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金(国民年金法によると老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものに限る。)の支給に要する費用を含む。次項第二号において同じ。)

ロ 国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金

ハ 実施機関たる共済組合等への交付金

ニ 一時借入金の利子

ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヘ 附属諸費

国民年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国民年金事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 基礎年金勘定からの繰入金

チ 子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定からの繰入金

ト 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

ナ 積立金から生ずる収入

ホ 積立金からの受入金

ヘ 積立金から生ずる収入

チ 附屬雑収入

二 歳出

イ 国民年金事業の給付費(年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金(国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものに限る。)の支給に要する費用を含み、基礎年金給付費を除く。第百五十五条において同じ。)

ロ 基礎年金勘定への繰入金

ハ 業務勘定への繰入金

ニ 附属諸費

三 歳入

イ 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険料

ロ 実施機関(厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。)からの拠出金

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 基礎年金勘定からの繰入金

ホ 労働保険特別会計の労災勘定からの繰入金

積立金からの受入金

独立行政法人福祉医療機構への交付金
年金積立金管理運用独立行政法人への出資会
議等の議題に付するもの

へ、子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定への繰入金

ト 積立金から生ずる収入
チ 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金
リ 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第十六条第二項の規定による納付金
定 付属権又は

二 厳出 一 歳年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費（年金給付遅延加算

歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む

（般会計からの繰入対象経費）
第一百十三条 国民年金勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法等の一部を改正す

4 本邦の附属語費
健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付屋延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）

イ 健康保険法第五十五条の規定による保険料（同法第三条第四項に規定する任意継続被保險者に係る保険料を除く。）
ロ 船員保険法第二百四十四条の規定による保険料（同法第一条第二項に規定する疾病任意継続被保險者に係る保険料を除く。）
ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金
ニ 健康保険法による歳出金

並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。第二百二十条第二項第一号において同じ。）に規定する国民年金事業に要する費用で国庫が負担するものとする。

		二 歳出	ホ ニ 例 候 保 険 法 の 規 定 に よ る 納 付 金
イ	ロ	イ 全 国 健 康 保 険 協 会 へ の 交 付 金	独 立 行 政 法 人 地 域 医 療 機 能 推 進 機 構 法 第 十 六 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 納 付 金
ハ	ハ	一 時 借 入 金 の 利 子	
ニ	ニ	業 務 勘 定 へ の 繰 入 金	
		附 属 諸 費	
業務勘定における歳入及び歳出は、		次のとおりとする。	

3 給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。第二百二十条第二項第一号において同じ。に規定する厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業に要する費用で国庫が負担するものとする。

業務勘定における一般会計からの繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項（年金給付遅延加算金支給法第七条第二項において適用する場合を含む。）に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用、健康保険法第一百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に関する政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの及び沿員保険法第二百二十二条第二項に規定する沿員保険事務の執行に要する費用のうち健康保険に関する政府

一
歳入
一
九
三
十
、
〇
〇
萬
八
金

ハロイド
一般会計からの繰入金
国民年金勘定からの繰入金
厚生年金勘定からの繰入金

で国庫が負担するものとする。
（他の勘定への繰入れ）

木ニ
健康勘定からの繰入金
子ども・子育て支援法
(平成二十四年法律第六十五号) 第六十九条第一項第一号の事業主

から
の拠出金
独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六條第一項の規定による納付金

第八十五条第一号は、金利附帯率第二章第四条第一項において規定する場合を含む。但し、第一項第一号は、支拂いの方法によっては適用しない場合がある。

ト
子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定からの繰入金
附属雑収入

イ　国民手金事業、厚生手金保険の実施者による政府に係る厚生手金保険事業並びに建長保険及

且年金法第九十四条の第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額を乗じて得た額を合算した額を控除した額

二
昭和五十六年国庫年金等改正法附則第三十四条第二項に於て規定する年金法第八十一条第一項第二号(平成十五年国庫年金等改正法附則第十四条第二項及び年金給付遅延年金を合併して第一号とする)の規定は、前項の規定に付する年金を除くこととする。

口 第二号の事業三からの被保険の被取扱いに係る義務取扱費
国民年金第三十四条第一項及び第二項の規定による措置並びに厚生年金保険法第七十九
条第一項又は第二項第四条第一項による規定期間による積立金の回収並びに積立金の回収

三 昭和十六年國民年金法第十三条第一項において適用する場合を含む）に掲げる額

（実施機関及び日本年金機構が行う措置
第一条項及び第二項の規定による措置に要する経費
に係るものを除く。）

四 第八十五条第一項第三号に掲げる額
昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項各号（第一号、第六号及び第九号を除く。）（年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。）に掲げる額（同

項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。) 第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額に相当する金額は、厚生年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。

2 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第二十条第二項第三号において同じ。)に相当する金額は、基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れるものとする。

3 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第二十条第二項第四号において同じ。)に相当する金額は、基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

4 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第二十条第二項において同じ。)に相当する金額は、基礎年金勘定から業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人福祉医療機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、国民年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7 健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

(業務勘定から子ども・子育て支援勘定への繰り入れ)

第一百四条の二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金及び当該拠出金に係る附属雑収入の合計額に相当する金額は、毎会計年度、業務勘定から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。

(国民年金勘定の積立金)

第一百五条 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国民年金勘定の歳入に繰り入れることができるものとする。

(厚生年金勘定の積立金)

第一百六条 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、厚生年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

第一百七条及び第一百十八条削除

項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合計額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く。) 第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額に相当する金額は、厚生年金勘定から基礎年金勘定に繰り入れるものとする。

2 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第二十条第二項第三号において同じ。)に相当する金額は、基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れるものとする。

3 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第二十条第二項において同じ。)に相当する金額は、基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

4 昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用(当該費用に係る年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。第二十条第二項第四号において同じ。)に相当する金額は、基礎年金勘定から業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

5 国民年金事業の業務取扱費、国民年金法第七十四条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

6 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の業務取扱費、厚生年金保険法第七十九条第一項及び第二項の規定による措置に要する経費、日本年金機構への交付金、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金又は独立行政法人に相当する金額は、厚生年金勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

7 健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費又は日本年金機構への交付金に充てるために必要な額に相当する金額は、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

(業務勘定から子ども・子育て支援勘定への繰り入れ)

第一百四条の二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金及び当該拠出金に係る附属雑収入の合計額に相当する金額は、毎会計年度、業務勘定から子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。

(国民年金勘定の積立金)

第一百五条 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、国民年金事業の給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国民年金勘定の歳入に繰り入れることができるものとする。

(厚生年金勘定の積立金)

第一百六条 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 厚生年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金は、厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費及び基礎年金勘定への繰入金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、厚生年金勘定の歳入に繰り入れができる。

第一百七条及び第一百十八条削除

(業務勘定における剰余金の処理)

業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中「おいて、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計」とあるのは、「は、政令で定めるところにより、国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金に組み入れ、又は健康勘定及び業務勘定」とする。

(受入金等の過不足の調整)

共済組合等(以下この項において「国民年金勘定等」という。)から受け入れた金額が、それぞれ、当該年度における第百四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項(年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額に対しても超過し、又は不足する場合には、次に定めるところによる。

一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において第百四条第一項、国民年金法第九十四条の二第一項又は第二項の規定により基礎年金勘定において国民年金勘定等から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに基礎年金勘定から国民年金勘定等に返還する。

二 当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに国民年金勘定等から基礎年金勘定に繰り入れる。

二 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 每会計年度一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第二項及び第三項並びに平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項(平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第一項及び年金給付遅延加算金支給法第七条第一項において適用する場合を含む。)並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条第一項の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

二 每会計年度一般会計から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十条第一項及び昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

三 第百十四条第三項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

四 第百十四条第四項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第一項の規定により国民年金の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

五 每会計年度実施機関から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度における厚生年金保険法第八十四条の五第一項の規定により実施機関から受け入れるべき金額に對して超過し、又は不足する場合

六 每会計年度労働保険特別会計の労災勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

七 每会計年度子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金法第八十八条の三第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた国民年金事業の保険料に相当する額の同条第三項の規定によるとする費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

八 每会計年度子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定から業務勘定に繰り入れた金額が、子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る

業務取扱費、日本年金機構への交付金又は附属諸費に充てるために必要な額に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合
(歳入歳出決定計算書の添付書類)

は、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(積立金の預託の特例)

第一百二十二条 第十二条の規定にかかわらず、国民年金勘定の積立金にあつては国民年金法第五章の規定の定めるところにより、厚生年金勘定の積立金にあつては厚生年金保険法第四章の二の規定の定めるところにより、それぞれ運用することができる。

(一時借入金の借換え等)

第一百二十三条 第十五条第四項の規定にかかわらず、基礎年金勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還するには、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 国民年金勘定又は厚生年金勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第九節 子ども・子育て支援特別会計

(目的)

第一百二十三条の二 子ども・子育て支援特別会計は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当並びに子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付、乳児等のための支援給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業並びに雇用保険法による育児休業等給付に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

第二百二十三条の三 子ども・子育て支援特別会計は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

2 子ども・子育て支援特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては内閣総理大臣が、その他のものについてはその他ものうち子ども・子育て支援勘定に係るものにあっては内閣総理大臣が、育児休業等給付勘定に係るものにあっては厚生労働大臣が行うものとする。

(勘定区分)

第一百二十三条の四 子ども・子育て支援特別会計は、子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定に区分する。

(歳入及び歳出)

第一百二十三条の五 子ども・子育て支援勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金
ロ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金
ハ 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第二号から第四号までに掲げる者からの拠出金

一般会計からの繰入金

積立金からの受入金
子ども・子育て支援資金からの受入金
ト ホ ハ 積立金から生ずる収入
子ども・子育て支援資金から生ずる収入

リ 子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第一項の規定により発行する公債(以下「子ども・子育て支援特別公債」という。)の発行収入金
ヌ 一時借入金の借換えによる収入金
ル 附屬雑収入

二 歳出

イ 児童手当交付金(児童手当法第十九条各項の規定による交付金をいう。第二百二十三条の十
第一項及び第三項並びに第二百二十三条の十六第一項において同じ。)

ロ 妊婦のための支援給付交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第一項の規定による交付
金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費

ハ 子どものための教育・保育給付交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第二項の規定による交
付交付金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費並びに子育てのための施設等利用給
付交付金(同条第三項の規定による交付金をいい、同法第六十六条の二の規定により国庫が
支弁する費用を含む。第二百二十三条の十六第一項において同じ。)

ニ 乳児等のための支援給付交付金(子ども・子育て支援法第六十八条第四項の規定による交
付金をいう。以下同じ。)及びこれに関する諸費

ホ 子ども・子育て支援交付金(子ども・子育て支援法第六十八条の二の規定による交付金を
いう。以下同じ。)及び仕事・子育て両立支援事業費(同法第五十九条の二第二項に規定す
る事業に係るものを除く。第二百二十三条の十第一項及び第三項において同じ。)

ヘ 育児休業等給付勘定への繰入金
ト 年金特別会計の国民年金勘定への繰入金

チ 子ども・子育て支援資金への繰入金
リ 子ども・子育て支援特別公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債(第四十六
条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につ
きこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。以下この節において同じ。)の償還
金及び利子

ヌ 子ども・子育て支援特例公債及び子ども・子育て支援特別公債に係る借換国債の発行及び
償還に関する諸費

ト 一時借入金の利子
フル 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
ワ 業務取扱費

カ 年金特別会計の業務勘定への繰入金
ヨ 附屬諸費

ハ 育児休業等給付勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 労働保険特別会計の徴収勘定からの繰入金
ロ 一般会計からの繰入金
ハ 育児休業給付資金からの受入金
ホ 育児休業給付資金から生ずる収入
ト 一時借入金の借換えによる収入金
ニ 一時借入金及び融通証券の利子
イ 育児休業給付費
ロ 出生後休業支援給付費及び育児時短就業給付費
ハ 労働保険特別会計の徴収勘定への繰入金
育児休業給付資金への繰入金
ホ 一時借入金及び融通証券の利子

へ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
ト 育児休業等給付の業務取扱費
チ 附属諸費用

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百二十三条の六 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、子ども・子育て支援特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百二十三条の七 子ども・子育て支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、児童手当法第十八条第二項及び第三項に規定する児童手当の支給に要する費用で同法第十九条第二項及び第三項の規定により国庫が負担するもの、妊婦のための支援給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、子ども・子育て支援法第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用で同法第六十八条第二項の規定により国庫が負担するもの、子どもそのための教育・保育給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第四号及び第五号に掲げる費用で同法第六十八条第三項の規定により国庫が負担するもの、同法第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第五号の二に掲げる費用で同法第六十八条第四項の規定により国庫が負担するもの、乳児等のための支援給付交付金に関する諸費で国庫が負担するもの、同法第六十六条の二の規定により国庫が支弁する費用、同法第六十五条第六号に掲げる地域子ども・子育て支援事業に要する費用で同法第六十八条の二の規定により国庫が負担するもの並びに第一百二十三条の五第一項第二号ワに掲げる業務取扱費で国庫が負担するものとする。

2 育児休業等給付勘定における一般会計からの繰入対象経費は、雇用保険法第六十六条第一項第五号に規定する育児休業給付に要する費用及び同条第五項に規定する経費(育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分に限る)で国庫が負担するものとする。

(子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定への繰入れ)

第一百二十三条の八 雇用保険法第六十八条の二の規定により子ども・子育て支援納付金をもつて充てるものとされている出生後休業支援給付及び育児時短就業給付に要する費用並びにこれらの給付の事務の執行に要する経費に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から育児休業等給付勘定に繰り入れるものとする。

(他の特別会計への繰入れ)

第一百二十三条の九 国民年金法第八十八条の三第一項及び第二項の規定により納付することを要しないものとされた国民年金事業の保険料に相当する額の同条第三項の規定による補填に要する費用に必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から年金特別会計の国民年金勘定に繰り入れるものとする。

2 子ども・子育て支援法第六十九条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費、日本年金機構への交付金及び附属諸費に充てるために必要な額に相当する金額は、子ども・子育て支援勘定から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

3 労働保険特別会計の徴収勘定の歳出に係る労働保険料の返還金、業務取扱費及び附属諸費に充てるために必要な額(育児休業給付に係る部分に限る)に相当する金額は、毎会計年度、育児休業等給付勘定から徴収勘定に繰り入れるものとする。
(積立金)

第一百二十三条の十 子ども・子育て支援勘定において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、児童手当交付金・子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

1 每会計年度の歳入額から、支援納付金対象費用(子ども・子育て支援法第七十二条の三第一項に規定する支援納付金対象費用をいう。次号並びに次条第三項及び第五項において同じ。)に係る歳入額(同条第三項及び第四項において「支援納付金対象費用充当歳入額」という。)を控除した残りの額

二 当該年度の歳出額から、支援納付金対象費用に係る歳出額(次条第三項及び第四項において「支援納付金対象費用充当歳出額」という。)を控除した残りの額

2 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の支援納付金対象費用充当歳入額から当該年度の支援納付金対象費用充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、支援納付金対象費用に充てるために必要な金額を、子ども・子育て支援資金に組み入れるものとする。

3 第一項の積立金は、政令で定めるところにより、児童手当交付金・子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるための必要がある場合には、予算で定める金額を限り、子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れることができる。

(子ども・子育て支援資金)

第一百二十三条の十一 子ども・子育て支援勘定に子ども・子育て支援資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。

2 前項の子ども・子育て支援勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 子ども・子育て支援勘定において、毎会計年度の支援納付金対象費用充当歳入額から当該年度の支援納付金対象費用充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、支援納付金対象費用に充てるために必要な金額を、子ども・子育て支援資金に組み入れるものとする。

4 子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定において、毎会計年度の支援納付金対象費用充当歳入額から当該年度の支援納付金対象費用充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、子ども・子育て支援資金から補足するものとする。

5 子ども・子育て支援資金は、支援納付金対象費用を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができる。

6 子ども・子育て支援資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、子ども・子育て支援勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(育児休業給付資金)

第一百二十三条の十二 育児休業等給付勘定に育児休業給付資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもってこれに充てる。

2 前項の育児休業等給付勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 育児休業等給付勘定において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、育児休業給付費に充てるために必要な金額を、育児休業給付費に組み入れるものとする。

1 每会計年度の歳入額のうち、育児休業給付費に係る歳入額(次項において「育児休業給付費充当歳入額」という。)
二 当該年度の歳出額のうち、育児休業給付費に係る歳出額(次項において「育児休業給付費充当歳出額」という。)

4 育児休業等給付勘定において、毎会計年度の育児休業給付費充当歳入額から当該年度の育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、育児休業給付資金から補足するものとする。

5 育児休業給付資金は、育児休業給付費及び百二十三条の九第三項の規定による育児休業等給付勘定からの労働保険特別会計の徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、使用することができる。

6 育児休業給付資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、育児休業等給付勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

(一般会計からの繰入対象経費)

第一百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。

3 農業再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 農業再保険事業等に関する費用で農業保險法第十条第一項若しくは第二項又は第十二条から第十六条までの規定により国庫が負担するもの

二 農業再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの

4 漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 漁船再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第一百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの

二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

三 漁船損害等補償法第百四十二条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

5 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第九十五条第一項及び第一百九十五条の二第一項の規定により国が補助するもの

二 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

(他の勘定への繰入れ)

第一百三十条 第百二十四条第二項に規定する交付金の財源に充てるため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れるものとする。

2 業務勘定における経費の財源に充てるために必要な額に相当する金額は、毎会計年度、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

第一百三十一条 削除
(利益及び損失の処理)

第一百三十二条 業務勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、政令で定めるところにより、食糧管理勘定に移して整理しなければならない。

2 前項の規定による整理を行った後、食糧管理勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を、調整資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として、調整資金を減額して整理することができる。

(調整資金)

第一百三十三条 食糧管理勘定に調整資金を置き、一般会計からの繰入金のうち調整資金に充てるべき経費に相当する金額及び前条第二項の規定による組入金に相当する金額をもってこれを充てる。(積立金)

第一百三十四条 農業再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定において積み立てるものとする。

一 農業再保険勘定 農業再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業再保険事業の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額として積み立てるものとする。

二 農業再保険勘定 農業再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

第一百三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類(第二号に掲げる書類について)を添付しなければならない。

2 農業再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。

3 第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百三十六条 食糧管理勘定において、主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要な場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。

この場合における証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借り入れ及び」のあるのは「借り入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条第一項中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

3 農業再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

一 農業再保険勘定 農業再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費

三 漁業共済保険勘定 農業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費

4 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることができる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業再保険勘定 農業再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料をもつて当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 農業共済保険事業の保険料をもつて当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

(融通証券等)

第一百三十七条 食糧管理勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、食糧管理勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

4 第二項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5	農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定においては、これらの勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、第十五条第五項後段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、財務大臣の承認を要しない。
6	農業再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。
7	第百三十九条から第百九十二条まで 第十五節 特許特別会計
8	第十一節から第十四節まで 削除
9	第百三十九条から第百九十二条まで 第十五節 特許特別会計
10	(目的) 第百九十三条 特許特別会計は、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下この節において同じ。)に関する事務に係る政府の経理を明確にすることを目的とする。(管理)
11	第百九十四条 特許特別会計は、経済産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。 (歳入及び歳出)
12	第百九十五条 特許特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
13	一歳入 イ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金 ロ 現金をもつて納付された次に掲げる料金 (1) 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号) 第百七条第一項の規定による特許料及び同法 第一百十二条第二項の規定による割増特許料 (2) 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第三十一条第一項の規定による登録料そ の他工業所有権に関する登録料及び同法第三十三条第二項の規定による割増登録料その他 工業所有権に関する割増登録料 (3) 特許法第二百九十五条第一項から第三項までの規定による手数料その他工業所有権に関する 事務に係る手数料 ハ 一般会計からの繰入金 ニ 一般会計からの借換えによる収入金 ホ 独立行政法人工業所有権情報・研修館法(平成十一年法律第二百一号) 第十三条第三項の 規定による納付金 ヘ 附屬雑収入 二歳出 イ 施設費 ロ 独立行政法人工業所有権情報・研修館への交付金 ニ 一時借入金の利子 ホ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子 ヘ 附屬諸費用 (一般会計からの繰入対象経費) 百九十六条 特許特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、工業所有権に関する事務並 びに登録免許税の納付の確認並びに課税標準及び税額の認定の事務に要する経費とする。
14	第百九十七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、特許特別会計において、歳入不足のために一 時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計 の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。 2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規 定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3	第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。
4	第二百十条 自動車安全特別会計は、自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。 第十六節 削除
5	第二百十一条 自動車事故対策事業とは、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十九号)において「自動車事故対策事業」とは、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十九号)以下この節において「自動車事故対策事業」という。第七十一条に規定する自動車事故対策事業をいう。
6	第二百十二条 この節において「自動車事故対策事業」とは、自動車損害賠償保障法(昭和二十四年法律第二百二十二号)第三十二条第一項の規定による登録料その他の自動車事故対策勘定に区分する。 (自動車事故対策勘定の基金)
7	第二百十二条の二 自動車事故対策勘定においては、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第六十五号)附則第三条第四項の規定によりこの勘定に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額(同法第二条の規定による改正前の附則第五十五条第一項に規定する自動車事故対策計画に基づく交付等に係るものに限る。)に相当する金額をもつて基金とする。 2 前項の基金の金額は、第二百十八条第二項又は第三項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。
8	第二百十三条 自動車事故対策勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一歳入 イ 自賠法第七十八条の規定による自動車事故対策事業賦課金及び自賠法第八十二条第一項の 規定による自動車事故対策事業賦課金に相当するもの ロ 積立金からの受入金 ニ 自賠法第七十七条の四の規定による貸付金の償還金 ホ 積立金から生ずる收入 ヘ 一般会計からの繰入金 ト 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金 チ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規 定による納付金 リ 附屬雑収入 二歳出 イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金 ロ 自賠法第七十二条第一項各号の規定による支払金 ト 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による過怠金 チ 自賠法第七十九条の規定による過怠金 リ 附屬雑収入 ニ 一時借入金の利子 ホ 附屬諸費用

2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 自動車検査登録印紙売渡収入

十二号までに掲げる者の同項の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料（独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。）のうち、同条第五項ただし書、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第三条第一項及び第四条の規定によるもの

ハ 一般会計からの繰入金

ニ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十六条第三項の規定による納付金

ホ 自動車事故対策勘定からの繰入金

ト 借入金

二 歳出

イ 自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費

ハ 一般会計に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金

ニ 一般会計への繰入金

ホ 借入金の償還金及び利子

ト 一時借入金の利子

ト 附属諸費

（歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第二百四十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

（一般会計からの繰入対象経費）

第二百五十五条 自動車事故対策勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第一項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。

第二百五十六条 自動車検査登録勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費とする。（自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ）

第二百五十七条 自動車検査登録等事務で国が沖縄県において行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、当該業務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定に繰り入れるものとする。（一般会計への繰入れ）

第二百五十八条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。（利益及び損失の処理）

第二百五十九条 自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業（自賠法第七十七条の二第一項に規定する被害者保護増進等事業をいう。以下この節において同じ。）に係る損益計算上の利益として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。（積立金）

（積立金）

第二百六十二条 自動車検査登録勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、被害者保護増進等計画（自賠法第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画をいう。以下この節において同じ。）を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。（前項の積立金は、被害者保護増進等計画を実施するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、自動車事故対策勘定の歳入に繰り入れることができる。）

第二百六十三条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。（歳入歳出決定計算書の添付書類）

第二百六十四条 第二百二十二条第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出決定計算書に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。（借入金対象経費）

第二百六十五条 第二百二十二条第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出決定計算書に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。（自動車事故対策勘定に属する現金の繰替使用）

第二百六十六条 第二百二十二条第一項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出決定計算書に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。（震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策（第二百二十七条において「復興施策」という。）に係る事業をいう。）

第二百六十七条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第二百六十八条 東日本大震災復興特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、復興に関する事業を統括する復興庁の長である内閣総理大臣が同会計全体の計算整理に関するものを行ひ、その他のものについては所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。

第二百六十九条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定により行うものとされる東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務を復興庁設置法（平成二十三年法律第二百一十五号）第八条第一項の規定により置かれる復興大臣に行わせることができる。

第二百七十条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

第二百七十二条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百七十三条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百七十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

第二百七十五条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百七十六条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百七十七条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百七十八条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百七十九条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十一条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十二条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十三条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十四条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十五条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十六条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

第二百八十七条 東日本大震災復興特別会計の歳入及び歳出は、以下のとおりとする。

ホニ 一時借入金の借換えによる収入金
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）、第十六条若しくは第十七条、土地改良法（昭和二十四年法律第八百九十五号）第九十条第一項、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第八百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土木施設灾害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法（昭和二十七年法律第八百八十号）第三条第五项、第四十九条、第五十条第一項、第二项若しくは第六项、第五十一条第一項若しくは第二项、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三项、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二项、海岸法（昭和三十一年法律第八百八十号）第三条第六项第一項若しくは第二项、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三条、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第三十五号）第七十九号）、第二十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第一項から第三项まで、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十条第一項、第二十一条若しくは第二十二条第一項、河川法（昭和三九年法律第六百六十七号）第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第八百三十三号）第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三项、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第三項、第二十二条第三項等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成十二年法律第二十三号）、第三条第五项、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五项、第七条第五项、第八条第三项、第十条第五项若しくは第十一条第四项、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項、東日本大震災復興特別措置法（平成二十三年法律第一百二十二号）第五十六条第九项又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第九条第四项、第十条第四项、第十一项第三项、第十二条第四项、第十三条第四项、第十四条第四项、第十五条第四项若しくは第十六条第五项の規定による負担金で復興事業に係るもの）を含む。二及び同項において同じ。）の償還金及び利子

二 資出 イ 復興事業に要する費用 ハ 特別会計への繰入金 チ 附屬雑収入

復興債（復興財源確保法第七十条に規定する復興債をいい、当該復興債に係る借換国債（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定により起債される借換国債をいい、当該借換国債につきこれらの規定により順次起債された借換国債を含む。第二百二十九条第二項において同じ。）を含む。二及び同項において同じ。）の償還金及び利子

ホニ 一時借入金の借換えによる収入金
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第十四条第二項（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）、第十六条若しくは第十七条、土地改良法（昭和二十四年法律第八百九十五号）第九十条第一項、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第八百三十七号）第二十条第一項若しくは第二項、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項、港湾法第五十二条第二項若しくは第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項、公共土木施設灾害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法（昭和二十七年法律第八百八十号）第三条第五项、第四十九条、第五十条第一項、第二项若しくは第六项、第五十一条第一項若しくは第二项、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三项、第六十一条第一項若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第一項若しくは第二项、海岸法（昭和三十一年法律第八百八十号）第三条第六项第一項若しくは第二项、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第七条第一項、第九条第一項若しくは第三十三条、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第三十五号）第七十九号）、第二十条第一項、第二十条の二若しくは第二十一条第一項、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第一項から第三项まで、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十条第一項、第二十一条若しくは第二十二条第一項、河川法（昭和三九年法律第六百六十七号）第五十九条、第六十条第一項、第六十三条第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一項、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第八百三十三号）第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三项、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第二十一条第三項、第二十二条第三項等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成十二年法律第二十三号）、第三条第五项、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五项、第七条第五项、第八条第三项、第十条第五项若しくは第十一项第四项、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項、東日本大震災復興特別措置法（平成二十三年法律第一百二十二号）第五十六条第九项又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第九条第四项、第十条第四项、第十一项第三项、第十二条第四项、第十三条第四项、第十四条第四项、第十五条第四项若しくは第十六条第五项の規定による負担金で復興事業に係るもの）を含む。二及び同項において同じ。）の償還金及び利子

ホニ 一時借入金の利子
ヘ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
ト 事務取扱費
チ 附属諸費

（歳入歳出予算計算書等の添付書類の特例）

第二百二十五条 第三条第二項第二号から第五号までの規定にかかるわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

（歳入歳出予算の区分の特例）

第二百二十六条 第四条の規定にかかるわらず、復興施策に要する費用（第二百二十九条第一項においてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあってはその支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。（一般会計からの繰入れの特例）

第二百二十七条 第六条の規定にかかるわらず、復興施策に要する費用（第二百二十九条第一項において「復興費用」という。）及び復興財源確保法第七十二条第一項に規定する償還費用に充てるために必要がある場合には、復興財源確保法第二条の規定により確保するものとされた財源の範囲内で、毎会計年度、予算で定める金額を限り、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることができる。

（復興債の発行）
第二百二十八条 復興財源確保法第六十九条第四項の規定により行う復興債の発行は、東日本大震災復興特別会計の負担において行うものとする。
（他の特別会計への繰入れ）
第二百二十九条 各特別会計における復興費用の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から各特別会計に繰り入れなければならない。
2 復興債の償還金（借換国債を発行した場合には、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く。）及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額（事務取扱費の額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
（剩余金の処理の特例）
第二百三十条 東日本大震災復興特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。
（東日本大震災復興特別会計からの繰入金の過不足の調整）

第二百三十二条 各特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二百二十九条第一項の規定による繰入金として同会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による繰入金として受け入れる金額がある場合には、当該受け入れる金額から減額しなお残余があるときは翌々年度までに同会計に返還し、当該受け入れる金額がない場合には翌々年度までに同会計から受け入れるべき金額が相当する金額は、翌々年度までに同会計から受け入れるべき金額が相当する金額を補填するものとする。

（歳入歳出決定計算書の添付書類の特例）

第二百三十三条 第十五条第二項第二号及び第二号の規定にかかるわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

（一時借入金の借換え）

不足のため、一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

5 第八十八条第一項の規定によるほか、第一項の規定によるエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入金は、同会計のエネルギー需給勘定の歳出とし、第三項の規定による同会計の電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

6 第八十八条第二項の規定によるほか、第一項の規定によるエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入金は、同勘定のエネルギー需給勘定の歳出とし、第三項の規定による同会計の電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）

に相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この場合における第一百四条第一項の規定の適用については、同項中「及び第三項の規定による組入金」とあるのは、「、第三項の規定による組入金及び附則第二十条第三項の規定による繰入金」とする。

第十八条の三 令和十六年度以前の各年度の第九十一条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入金の決算額を合算した額から令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用に係る部分を除く。」とする。

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の国会の議決を経たものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。）を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2 令和十七年度以降の年度に電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による繰入れが行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第一項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

4 第二項の規定による繰入れが行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第二項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

5 第八十八条第一項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

6 第八十八条第二項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、電源開発促進勘定の歳出とする。

第十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号リの規定の適用については、同号リ中「第十七条第二項及び」とあるのは、「第十七条第二項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

（労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例）

第二十条 政令で定める日までの間、第一百四条第五項の規定によるほか、雇用保険事業（第九十六条に規定する雇用保険事業をいう。）の失業等給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定めるところにより、雇用安定資金を使用することができます。

2 前項の政令で定める日までの間は、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定す

る歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除してなお不足がある場合は、同条第四項に規定により同勘定の積立金からこれを補足してなお不足があるときは、雇用安定資金から

当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により使用した金額及び前項の規定により雇用安定資金から補足した金額につい

ては、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する歳入額から当該年度の

同項に規定する歳出額を控除して残余がある場合には、同項の規定にかかわらず、これらの金額

（雇用勘定の積立金の特例等）

第二十条の三 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、育児休業給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百三条の二第四項の規定により育児休業給付資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する育児休業給付費充当歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百三条の二第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第百三条の二第三項の規定による組入金」とする。

4 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型冠状病毒感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

5 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合であつて、第百三条第四項の規定により雇用安定資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

6 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚

生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した金額を同勘定の積立金に組み入れるものとすることができる。前項の規定による組入れが行われる年度における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第六項の規定による積立金への組入金」とする。

8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であつて、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならないものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額を控除することができる。
 (労働保険特別会計における石綿による健康被害の救済に関する経理)

第二十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十五条第一項の一般拠出金の徵収に関する政府の經理は、当分の間、第九十六条の規定にかかわらず、労働保険特別会計において行うものとする。この場合における第九十九条第三項の規定の適用については、同項第一号中「へ附属雑収入」とあるのは「へ石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十四条の規定に基づく一般会計からの繰入金／ト石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項の一般拠出金(次号二において「一般拠出金」といふ。)／チ 附属雑収入」と、同項第二号ホ中「労働保険料の徵収及び」とあるのは「一般拠出金の返還金、石綿による健康被害の救済に関する法律第三十六条の規定による独立行政法人(年金特別会計の基礎年金勘定の積立金の特例)

第二十二条 当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに実施機関たる共済組合等(第百十一条第一項第一号ロに規定する実施機関たる共済組合等をいう。第三項において同じ。)への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるとこにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

3 基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに実施機関たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に繰り入れることができる。

4 第百十一条第一項の規定によるほか、基礎年金勘定に所属する積立金からの受入金及び同勘定に所属する積立金から生ずる收入は、同勘定の歳入とする。

5 第十五条第五項の規定にかわらず、基礎年金勘定において、支払上年金に不足がある場合には、同勘定に所属する積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。
 (厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

第二十四条 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)。次項において「平成八年厚生年金等改正法」という。附則第二十条の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 第百二十条第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の額に對して超過し、又は不足する場合について準用する。

7 前項の規定による組入れが行われる年度における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第六項の規定による積立金への組入金」とする。

第二十五条

当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十七項の規定による年金特別会計の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。
 (一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六条の規定にかかわらず、附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生年保険特別会計法(昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四条までにおいて「旧厚生年保険特別会計法」という。)第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業(第八条に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五条において同じ。)の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間ににおける各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法(第百十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次条において同じ。)附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかつたとした場合に旧厚生年保険特別会計法に基づく厚生年保険特別会計の年金勘定(次条において「旧年金勘定」という。)及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十七条 第六条の規定にかかわらず、旧厚生年保険特別会計法第十八条ノ十二第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、平成元年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかつたとした場合に旧年金勘定及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。
第二十八条 前二条の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る第二百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(附則第二十六条又は第二十七条の規定により繰り入れられた金額を除く。)」とする。

第二十八条の二 当分の間、第六条の規定にかかわらず、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百三号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用に相当する額は、一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合における第二百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「及び昭和六十年国民年金等改正法」とあるのは、「昭和六十年国民年金等改正法」と、「の規定による」とあるのは、「及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百三号)附則第三条の規定による」とする。
 (厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条の三 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十五条の三の規定による存続厚生年金基金(平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。第三項において同じ。)又は存続連合会(平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第三項において同じ。)からの徵収金は、厚生年金勘定の歳入とする。

2 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第一項の規定による同項に規定する解散厚生年金基金等からの徵収金は、厚生年金勘定の歳入とする。

3 当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六年法律第三十四号)附則第八十四条第二項(同法附則第八十五条において準用する場合を含む。)並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則

入れられたものとみなされる場合を含む。）において、特別保健福祉事業資金に残額があるときは、特別事業の必要性を勘案して、当該残額を限度として、予算で定める金額を限り、業務勘定から一般会計に繰り入れることができる。

第三十六条 特別保健福祉事業資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、業務勘定の歳入（業務勘定における特別保健福祉事業資金の受払いの經理）

歳出外として経理するものとする。
（歳出外に付ける用語の手引）

第三十七條 業務勘定における剩余金の処理の特例
(業務勘定における剩余金の処理の特例)

る歳出額を控除して残余がある場合には特別保健福祉事業資金に組み入れ、不足がある場合には

2 特別保健福祉事業資金から補足するものとする。
附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する整理を手金特別会計にて行う場合に

附則第三条第一項の規定に依る特別監査官を任命する場合における第八条第一項の規定の適用については、同項中

「歳入歳出の決算上剩余金を生じた」とあるのは、「歳入額（附則第三十二条第一項に規定する特

別事業に係るもの(同項に規定する特別事業に係るもの)を除く。)から当該年度の歳出額を空余して残余がある」とする。

(子ども・子育て支援特別会計における児童手当に関する経理)

第三十八条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法律」といいます)第二条第一項第一号に規定する保育所(以下「保育所等」といいます)に在籍する児童(以下「児童等」といいます)のための保育等の実施に当たる場合においては、前項の規定によるものとします。

追は関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等は関する法律(平成二十六年法律第六百一十七号)第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同

法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の經理は、子ども・

子育て支援特別会計において行うものとする。この場合における第一百一一条第五項、第一百四条の二、第一百二十条第二項、第一百二十三条の二、第一百二十三条の五第一項、第一百二十三条の七第一

規定の適用については、第一百十一条第五項第一号ホ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども（子供）」と読み替えるべきである（法規の解釈（第2回））。

も・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七)

号。以下「子ども・子育て整備法」という。) 第三十八条の規定によりその徴収についてなお従

前の例による」ととされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（以下、「整備法本文三前見童三当法」）二、（二）第二十二条第一項第一号の事由三、つづれ出合（二）、

(以下「整備法改正前児童手当法」という)第二十一条第一項第一号の事業主からの拠出金と同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりな

お従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠

出金の徵収」と、第一百四十四条の二中「当該」とあるのは「子ども・子育て整備法第三十八条の規定によるその徵収については前項の例による二種とされ、整備法改正前児童手当法第二十条第

定に「徴収」いふべきを指す前の例は、(明治三〇年)「財政部正直三三三」(明治二二年)第一項第一号の事業主からの拠出金並びにこれらの」と、第一百二十条第一項第八号中「徴収」とあ

るのは「徵収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされ
る」。

た整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と第百二十三条の二中「児童手当並びに」とあるのは「児童手当（子ども・子育て整備法第三十七条及び第三

十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法による児童手当を

（子育て整備法第三十八条の規定により、その教員の子の「拠出金」）並びに、第一項第一号ハ中「拠出金」とあるのは、「拠出金及び子

とも・子育て整備法第三十九条の規定によりその徴収についてなれど前例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第二号から第四号までに掲げる者からの拠出金」と、同

項第二号ワ中「業務取扱費」とあるのは「業務取扱費及び児童育成事業費」と、第一百二十三条の

七第一項中「業務取扱費で国庫が負担するもの」とあるのは「業務取扱費で国庫が負担するもの並びに子ども・子育て整備法第三十七條の規定によりなお前項の例によるニヒトされた整備法故

正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給に要する費用及び子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手

される部分の支給に要する費用を含む。」及び平成二十一年度子ども手当支給特別措置法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの」と、第百二十三条の九第二項中「徴収」とあるのは「徴収並びに平成二十一年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項・第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第百二十三条の十第一項及び第三項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」と、第百二十三条の十六第一項中「合計額」とあるのは「並びに平成二十一年度子ども手当支給特別措置法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十一年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十一年度子ども手当支給特別措置法第二十条第二項、第四項及び第六項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項中「及び当該」とあるのは「並びに平成二十一年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金並びにこれらとの」とする。

(子ども・子育て支援勘定の歳出の特例)

第三十八条の四 当分の間、第百二十三条の五第一項の規定によるほか、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金は、子ども・子育て支援勘定の歳出とする。

(一般会計から子ども・子育て支援勘定への繰入れの特例)

第三十八条の五 当分の間、第六条の規定にかかるわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。この場合における第百二十三条の十六第一項の規定の適用については、同項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「子ども・子育て支援交付金の額及び子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金」とする。

(食料安定供給特別会計と一般会計との間における国有財産の使用の特例)

第三十九条 次に掲げる場合には、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 地方農政局の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用させるとき。

二 食料安定供給特別会計の業務のために使用する必要がある場合において、附則第二百九条第八項の規定により一般会計に所管換又は所属替をした国有財産を、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計において使用させるとき。

(食料安定供給特別会計の農業再保険勘定の歳出の特例)

第四十一条 当分の間、第百二十七条第三項の規定によるほか、農業保険法附則第三条第一項の交付金は、農業再保険勘定の歳出とする。

(特許特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第四十八条 附則第六十六条第三十一号の規定により同法に基づく特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)附則第二条第一項の規定により同法に基づく特許特別会計に帰属することとなつた国有財産で特許特別会計において使用する必要がなくなつたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合には、当分の間、特許特別会計と一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。

(自動車安全特別会計における自動車損害賠償責任再保険事業等の経理)

第五十五条 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定による改訂前の自動車損害賠償保障法の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する経理は、当分の間、第二百十条第一項の規定にかかるらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

(自動車安全特別会計において前条の規定による経理を行う場合における歳入及び歳出の特例等)

第五十六条 前条の規定による経理を自動車安全特別会計で行う場合における第二百十二条の二、第二百十三条、第二百十五条、第二百十六条、第二百十八条及び第二百十八条の二の規定の適用について、第二百十二条の二第一項中「に係るもの」とあるのは、「並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法」の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法(以下この節において「なお効力を有する旧自賠法」という。)の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業(以下この節において「自動車損害賠償責任再保険事業等」という。)に係るもの」と、第二百十三条第一項第一号中「リ 附属雑収入」とあるのは「リ なお効力を有する旧自賠法第四十六条(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による納付金/ヌ 附属諸費用」と、同項第二号中「ニ 一時借入金の利子/本 附属諸費用」とあるのは「ニ なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保險の再保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金/本 なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還金/ヘ 一時借入金の利子/ト 附属諸費用」と、同条第二項第二号イ中「及び自動車検査登録等事務」とあるのは「自動車検査登録等事務及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百五十五条第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百六十六条中「自動車事故対策事業」とあるのは「自動車事故対策事業及び自動車損害賠償責任再保険事業等」と、第二百八十八条第二項及び第三項中「に係る」とあるのは「及び自動車損害賠償責任再保険事業等に係る」と、第二百八十八条の二第一項中「必要な金額」とあるのは「必要な金額並びに自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る)、なお効力を有する旧自賠法第四十条第一項の規定による再保険の保険金及び同条第二項の規定による保険の保険金(以下この節において「自動車損害賠償責任再保険金等」といいう)、なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項(なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返還金並びに一時借入金の利子に充てるために将来必要な金額」と、同条第二項中「被害者保護増進等計画を実施するために」とあるのは「被害者保護増進等計画を実施するため並びに自動車検査登録勘定への繰入金(自動車損害賠償責任再保険事業等に係るものに限る)、自動車損害賠償責任再保険金等、なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項の規定による返還金及び一時借入金の利子の財源に充てるために」とする。

(東日本大震災復興特別会計の歳入の特例)

第六十五条 第二百二十四条の規定によるほか、附則第二百三十三条の規定による国営土地改良事業経過勘定から東日本大震災復興特別会計への繰入金は、同会計の歳入とする。(法律の廃止)

第六十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)
- 二 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)
- 三 渔船再保険及漁業共済保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)

森林保険特別会計法(昭和十二年法律第二十六号)

厚生保険特別会計法
農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)

農業經營基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)
国有林野事業特別会計法
船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)

國庫余裕金の繰替使用に関する法律(昭和二十四年法律第六十三号)
國立高度専門医療センター特別会計法(昭和二十四年法律第一百九十号)

國有林野事業特別会計法
財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第一百一号)
産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第一百二十二号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第一百三号)
自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第一百三十四号)
國營土地改良事業特別会計法(昭和三十二年法律第七十一号)

特定国有財産整備特別会計法(昭和三十二年法律第一百十六号)
道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)

治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)
港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)

国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)
自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)

都市開発資金金融通特別会計法(昭和四十年法律第五十号)
地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法
空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)

二十九 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)

三十一 電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)

三十一 特許特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)

(暫定的に設置する特別会計)

第六十七条 次の各号に掲げる特別会計を、この法律の施行の日から当該各号に定める年度の末日(第十三号にあつては、同号に定める日)までの期間に限り、設置する。

一 財政融資資金特別会計 平成十九年度
二 産業投資特別会計 平成十九年度
三 都市開発資金金融通特別会計 平成十九年度
四 治水特別会計 平成十九年度
五 道路整備特別会計 平成十九年度
六 港湾整備特別会計 平成十九年度
七 空港整備特別会計 平成十九年度
八 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十九年度
九 自動車検査登録特別会計 平成十九年度
十 國營土地改良事業特別会計 平成十九年度
十一 特定国有財産整備特別会計 平成二十一年度
十二 國立高度専門医療センター特別会計 平成二十一年度
十三 船員保険特別会計 日本年金機構法の施行の日の前日
十四 登記特別会計 平成二十二年度

2 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び経理については、附則第六十八条から第二百六条までに定めるとおりとする。

3 第一項各号に掲げる特別会計（附則第二百三十一条第一項の規定による場合における食料安定供給特別会計及び附則第二百三十五条第一項の規定による場合における財政投融資特別会計を含む。）に対する第三条第二項第六号、第六条、第八条第一項、第九条第二項第四号、第十三条第一項、第十五条第一項ただし書及び第五項並びに第十八条第一項の規定の適用については、これららの規定中「次章」とあるのは、「附則第六十九条から第二百五十九条まで」とする。

第六十七条の二 国有林野事業債務管理特別会計を、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。附則第一百六条の二及び第二百六条の六において「管理経営法等改正法」という。）の施行の日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度（附則第二百六条の二及び第二百五十九条の二において「債務処理終了年度」という。）の末日までの期間に限り、設置する。

2 国有林野事業債務管理特別会計の目的、管理及び経理については、附則第二百六条の二から第二百六条の七までに定めるとおりとする。

3 国有林野事業債務管理特別会計に対する第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次章」とあるのは、「附則第一百六条の六」とする。
(財政融資資金特別会計の設置の目的)

第六十八条 財政融資資金の運用に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において行うものとする。
(財政融資資金特別会計の管理)

第六十九条 財政融資資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第七十条 財政融資資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

1 歳入
イ 財政融資資金の運用利殖金
ロ 借入金及び公債の発行収入金
ハ 積立金からの受入金

2 歳出
イ 財政融資資金預託金の利子
ロ 財政融資資金の運用損失金
ハ 事務取扱費

附則第七十九条第一項の規定による取引に基づく収入金
附則第八十条第一項各号に係る措置に基づく収入金
ト 繰替金（附則第八十一条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）
チ 附属雑収入

二 歳出
イ 財政融資資金預託金の利子
ロ 財政融資資金の運用損失金
ハ 事務取扱費

附則第七十九条第一項の規定による取引に基づく収入金
附則第八十条第一項各号に係る措置に基づく収入金
ト 繰替金（附則第八十一条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）
チ 附属雑収入

二 歳出
イ 財政融資資金預託金の利子
ロ 財政融資資金の運用損失金
ハ 事務取扱費

財政融資資金法第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子
附則第七十三条第三項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金
借入金及び公債の償還金及び利子
財政融資資金への繰入金

附則第七十九条第一項の規定による取引に要する経費
附則第八十一条第二項ただし書の規定による繰替金の返還金
公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費
附屬諸費

(財政融資資金特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第七十二条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、財政融資資金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

第七十三条 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、同年度の歳入の収納済額（次項において「収納済額」という。）から同年度の歳出の支出済額と附則第八十四条の規定による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義務の生じた歳出金であつて平成十九年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものとの合計額（次項において「支出済額等」という。）を控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金特別会計の平成十九年度の決算上収納済額が支出済額等に不足する場合には、前項の積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が平成十九年度の末日において政令で定めるところにより算定した金額を超える場合には、予算で定めるところにより、その超える金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立金から財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れ、当該繰り入れた金額を、同会計から国債整理基金特別会計に繰り入れができる。

4 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。

(財政融資資金特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第七十四条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、財政融資資金特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における運用資産明細表を添付しなければならない。

(財政融資資金特別会計における借入金対象経費)
第七十五条 財政融資資金特別会計における借入金対象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。
(財政融資資金特別会計における公債)

第七十六条 財政融資資金特別会計において、財政融資資金の運用の財源に充てるために必要な経費とする。場合には、同会計の負担において、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により公債を発行する場合には、第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第七十七条 第十四条の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定によりその翌年度において運用することができるとする金額の範囲内で、当該翌年度において、附則第六十七条第三項において読み替えて適用する第十三条第一項（以下「読み替えた後」の第十三条第一項）とし、及び附則第七十五条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金への繰入れ等)

第七十八条 財政融資資金特別会計において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は当該公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金から財政融資資金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金特別会計の適切な管理のための金利スワップ取引)

第七十九条 財務大臣は、財政融資資金特別会計の適切な管理のため、同会計の負担において、金利スワップ取引(第六十五条第二項に規定する金利スワップ取引をいう。)を行うことができる。

2 財務大臣は、前項の規定による取引に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金の運用の財源に充てるための措置)

第八十条 財務大臣は、財政融資資金において運用の財源に充てるために必要があるときは、運用資産(第六十六条第一項に規定する運用資産をいう。以下この条において同じ。)を財政融資資金特別会計に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができる。

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を当該年度内に発行する特定目的会社(同条第三項に規定する特定目的会社をいう。)に譲渡すること。

2 前項の規定に基づき運用資産を財政融資資金特別会計に帰属させた場合には、当該運用資産の元本に相当する額を、同会計から財政融資資金に繰り入れるものとする。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとった場合には、同項第一号の規定により信託した運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

(財政融資資金特別会計における財政融資資金の繰替使用)

第八十一条 財政融資資金特別会計においては、財政融資資金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による繰替金を返還する場合には、当該年度の歳入(附則第七十三条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項において同じ。)をもつて返還しなければならない。

ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかわらず、その返還することができない金額を限り、繰替使用をしたときから一年内に返還することができる。

(財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第八十二条 平成十九年度の公債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、財政融資資金特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 財政融資資金特別会計の借入金又は公債については、第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。

(財政融資資金特別会計における利子の支払事務の委託)

第八十三条 財務大臣は、財政融資資金預託金の利子の支払を、日本銀行に取り扱わせることができる。

2 財務大臣は、前項に規定する財政融資資金預託金の利子の支払をさせる場合には、その利子の支払に必要な資金を、日本銀行に交付することができる。

(財政融資資金特別会計における繰越し)

第八十四条 財政融資資金特別会計において、平成十九年度の歳出予算における支出残額は、翌年に繰り越して使用することができる。

(産業投資特別会計の設置の目的)

第八十五条 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもつて行う投資(第五十条に規定する投資をいう。附則第八十八条第三号及び第九十一条第一項において同じ。)に関する経理は、

この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

(産業投資特別会計の管理)

第八十六条 産業投資特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(産業投資特別会計の歳入及び歳出)

第八十七条 産業投資特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

1 売上出資に対する配当金

ロ 出資の回収金

ハ 貸付金の償還金及び利子

ニ この会計に帰属する納付金

ホ 投資財源資金からの受入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 外貨債(第五十三条第二項第一号トに規定する外貨債をいう。以下同じ。)の発行による

ト 収入金

イ ハイ 出資の払込金

ロ ハイ 貸付金

ニ ハイ 一般会計への繰入金

ホ ハイ 一時借入金の利子

ヘ ハイ 外貨債の償還金及び利子

ト ハイ 外貨債の発行及び償還に関する諸費用

ト 附属諸費用

(産業投資特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第八十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の投資の計画表

四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

(産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第八十九条 産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、産業投資特別会計における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費用に要する経費とする。

(産業投資特別会計における資本並びに利益及び損失の処理)

第九十条 産業投資特別会計においては、附則第六十六条第十五号の規定による産業投資特別会計

法の廃止の際における同法に基づく産業投資特別会計の資本の額に相当する金額をもつて資本とする。

4 産業投資特別会計における資本並びに利益及び損失の処理

3 第六条及び前条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、産業投資特別会計の資本に組み入れて整理するものとする。

5 産業投資特別会計においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることができ

- 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。
(産業投資特別会計の投資財源資金)
- 第九十一条** 産業投資特別会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため、投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもつてこれを充てる。
- 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。
投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。
- 九二** 投資財源資金特別会計においては、財務大臣の定めるところにより、使用するものとする。
- 九三** 産業投資特別会計の歳入歳出外として経理するものとする。
- 九四** 産業投資特別会計において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。
- 九五** 産業投資特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類
- 九六** 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
- 九七** 産業投資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ
- 九八** 平成十九年度の外貨債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、産業投資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。
- 九九** (都市開発資金金融通特別会計の設置の目的)
- 一〇〇** 第九十四条 都市開発資金の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第一百九十八条第一項並びに附則第五十四条第一項及び第五項の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。
- 一〇一** この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一条の規定による國の貸付けをいう。
- (都市開発資金金融通特別会計の管理)
- 一〇二** 第九十五条 都市開発資金金融通特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
- (都市開発資金金融通特別会計の管理)
- 一〇三** 第九十六条 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子
- 一〇四** 一般会計からの繰入金
- (都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)
- 一〇五** 一般会計からの繰入金
- (都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)
- 一〇六** 一般会計からの繰入金
- (都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)
- 一〇七** 一般会計からの繰入金
- (都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)
- 一〇八** 一般会計からの繰入金
- (都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)
- 一〇九** 一般会計からの繰入金
- (都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)
- 第九十九条** 都市開発資金金融通特別会計において、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。
- 第一百条** 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
- 第一百一条** 都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 第一百二条** (都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費)
- 一百三** 第百二条 都市開発資金の貸付けに係る借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百四** 第百四条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百五** 第百五条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百六** 第百六条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百七** 第百七条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百八** 第百八条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百九** 第百九条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十** 第百十条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十一** 第百十一条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十二** 第百十二条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十三** 第百十三条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十四** 第百十四条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十五** 第百十五条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十六** 第百十六条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。
- 一百十七** 第百十七条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金の貸付けに係る貸金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するためには要する費用とする。

(治水特別会計の設置の目的)

第一百三条 治水事業等に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第二百九十八条第一項及び附則第四十九条第一項の規定にかかわらず、治水特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第八十条までにおいて「治水事業」とは、次に掲げる事業で国が施行するものをいう。ただし、治水関係災害復旧事業関係事業を除く。

一 河川法第三条第一項に規定する河川（同法第一百条の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。）に関する事業（第四号に該当するもの及び水資源開発等事業（第二百九十八条第二項第一号に規定する水資源開発等事業をいう。以下この条において同じ。）に該当するものを除く。）

二 砂防法第一条に規定する砂防設備に関する事業

三 地すべり等防止法第五十一条第一項第一号若しくは第三号ロに規定する地すべり地域又はぼた山に関する同法第三条若しくは第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業

四 多目的ダム建設工事（第二百九十八条第二項第四号に規定する多目的ダム建設工事をいう。以下同じ。）に関する事業

第一項の「治水事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 治水事業

二 治水関係受託工事（第二百九十八条第七項第一号に規定する治水関係受託工事をいう。以下同じ。）に関する事業

三 前項第一号に規定する河川、同項第二号に規定する砂防設備（砂防法第三条ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。）又は同項第三号に規定する地すべり防止区域内にある地すべり防止施設に係る治水関係災害復旧事業等（第二百九十八条第七項第二号に規定する治水関係災害復旧事業等をいう。以下この号において同じ。）、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設（港湾区域（第二百九十八条第七項第二号に規定する港湾区域をいう。以下この号において同じ。）、港湾隣接地域（第二百九十八条第七項第二号に規定する港湾隣接地域をいう。以下この号において同じ。）及び公告水域（第二百九十八条第七項第二号に規定する公告水域をいう。以下この号において同じ。）に係る海岸保全区域（第二百九十八条第七項第二号に規定する海岸保全区域をいう。以下この号において同じ。）内にあるものを除く。）に開する工事で国土交通大臣が施行するもの及びこれらの事業又は工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものの管理並びに河川法第九条第一項又は海岸法第三十七条の二の規定により国土交通大臣が行う一級河川又は海岸保全区域（港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域を除く。）の管理（治水関係災害復旧事業等を除く。）に開する政令で定める事務

四 前項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）の施行府県知事が施行するものに係る負担金又は補助金の交付及び同項第一号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）で市町村長が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

五 水資源開発等事業であつて、独立行政法人水資源機構が施行するものに係る交付金の交付治水関係事業（第二百九十八条第七項第五号に規定する治水関係事業をいう。附則第六条第一項第一号ト及び第二号ホにおいて同じ。）に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による無利子の貸付け

七 前項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業を除く。）の施行に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備ための補助金の交付

（治水特別会計の管理）
第一百四条 治水特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(治水特別会計の勘定区分)

第一百五条 治水特別会計は、治水勘定及び特定多目的ダム建設工事勘定に区分する。
(治水特別会計の歳入及び歳出)

第一百六条 治水勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 特定多目的ダム建設工事勘定からの繰入金

ハ 河川法第五十九条、第六十条第一項若しくは第六十三条第一項、砂防法第十四条第二項

（同法第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条、地すべり等防止法第二十八条又は沖縄振興特別措置法第百七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による負担金で治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係るもの

二 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）若しくは第十七条、特定多目的ダム法第三十三条又は第二十二条第三項の規定による負担金及び同法第二十四条第二項の規定による納付金

ホ 河川法第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項、砂防法第十六条又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第十四条第一項の規定による負担金及び附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第五条の規定による負担金

ト 治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係る納付金

チ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

リ 附屬雑収入

二 歳出

イ 治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）及び治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に係る費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。）

ロ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

ハ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

ニ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

ホ 治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十一条第一項の規定による貸付金

ヘ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

ハ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

ヘ 附則第三条ノ二において準用する場合を含む。）に係る公害防止事業費事業者負担法第二百五号（同法第二百五号）第十四条第三項の規定による納付金

ト 一般会計への繰入金

チ 附屬諸費

2 特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第百七条第五項の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

ハ 特定多目的ダム法第七条第一項又は第九条第二項の規定による負担金及び河川法第六十七
条又は第六十八条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの

二 多目的ダム関係受託工事に係る納付金

ホ 附属雜収入

二 歳出

イ 多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）

ロ 治水勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 特定多目的ダム法第十二条の規定による還付金

ホ 附屬諸費

（治水特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

第一百七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

（治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

第一百八条 治水勘定における一般会計からの繰入対象経費は、治水事業（多目的ダム建設工事に関するものを除く。）に要する費用で国が負担するもの、附則第三条第三号に掲げる事業若しくは工事又は管理に要する事務費、同項第四号に掲げる事業に係る負担金及び補助金、同項第五号に掲げる事業に係る交付金で国が負担するもの並びに附則第六条第一項第二号ホに規定する貸付金に要する費用とする。

2 特定多目的ダム建設工事勘定における一般会計からの繰入対象経費は、多目的ダム建設工事に要する費用で国が負担するものとする。

（特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定への繰入れ）

第一百九条 平成十九年度の多目的ダム建設工事勘定における一般会計からの繰入対象経費は、多目的ダム建設工事に相当する金額は、同年度において、予算で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れるものとする。

（治水特別会計から一般会計への繰入れ）

第一百十条 治水関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、治水関係受託工事（多目的ダム建設工事に係るものを除く。）に係るものにあつては治水勘定から、多目的ダム関係受託工事に係るものにあつては特定多目的ダム建設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。（治水特別会計の歳入歳出決算計算書の添付書類）

第一百十一条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

第一百十二条 特定多目的ダム建設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第一項に規定する多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。

2 第三条第二項第一号から第五号まで及び附則第七条第一項に規定する書類（当該年度の事業計画表を除く。）のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについては、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。

3 附則第八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

4 附則第九条の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

5 附則第一百十条の規定により特定多目的ダム建設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

6 特定多目的ダム建設工事勘定の国庫債務負担行為は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

7 特定多目的ダム建設工事勘定の予算で、その項又は目が多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分によつていないものの配賦は、財政法第三十二条第二項の規定によるほか、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

8 特定多目的ダム建設工事勘定の多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応ずる費用の財源に充てる必要がない剩余を生じたときにおける当該剩余の処理について必要な事項は、政令で定める。

9 附則第六十七条第三項において読み替えて適用する第八条第一項（以下「読み替えた後の第八条第一項」という。）の規定により剩余金の処理を行う場合には、特定多目的ダム建設工事勘定においては、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

10 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び前条に規定する書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについて準用する。

11 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定多目的ダム建設工事勘定については、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び前条に規定する書類のうち特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについて準用する。

13 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定多目的ダム建設工事勘定については、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

14 第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、特定多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

（治水特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第一百十三条 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十条第一項の規定による無利子の貸付け（旧水公团法附則第九条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては旧水公团法第十八条第一項第一号及び第二号に掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。）で旧水公团法第五十五条第二号に規定する施設に係るものに要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第二百九十八条第一項並びに附則第四十九条第一項及び第二百三十三条第一項の規定にかかるわらず、治水特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する經理を治水特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水特別会計に繰入を行う場合における附則第六項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金と、同号へ中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十条第一項の規定による無利子の貸付けにあつては附則第二百三十三条第二項第一号から第三号までに掲げる事業（治水関係災害復旧事業関係事業に該当するものを除く。）に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第二百九十八条第一項並びに附則第四十九条第一項及び第二百三十三条第一項の規定にかかるわらず、治水特別会計において行うものとする。

等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金道路整備事業に係る独立行政法人土木研究所法第十四条第三項の規定による納付金

イ 崇山
道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用（国が北海道又は沖縄県で行うこれらの事業又は工事に関する事務費を除く。）

ハ 口 一般会計への繰入金
附属諸費
(道路整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

百六十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、道路整備特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

(道路整備特別会計における揮発油税の收入の帰属)

（道路整備特別会計における一般会計からの繰入れの特例）
額は相当するものに、同項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付には要する費用の賃源には、
るため、平成十九年度において、道路整備特別会計の歳入に組み入れるものとする。

百十九条 読替え後の第六条の規定にかかわらず、平成十九年度において、予算で定めるところにより、道路整備事業（道路整備費の財源等の特例に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。）に要する費用で国が負担するものの金額は、一般会計から道

路整備特別会計に繰り入れるものとする。
（道路整備特別会計から一般会計への繰入れ）

ち、これらの工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該負担金又は納付金を収納した年度内において、道路整備特別会計から一般会計に繰り入れる。)

(道路整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)
百二十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、道路整備特別会計において

（道路整備特別会計の歳入及び歳出の特例等）
では、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

発の推進に關する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に關する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付け（土地面積里去付則第二項告）によくは第五項から第七項まで又は民間都市開発の推進に關する

第八条に規定する貸付け並びに道路法附則第八項若しくは第九項道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理事業法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による

国の補助又は負担（土地区画整理事業法附則第十三項から第十五項までの規定による国との補助又は負担については、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下この条において同じ。）に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第二百九十八条第

2 一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項並びに第百四十四条第一項の規定にかかるわらす、道路整備特別会計において行うものとする。

特別割合法第七条第六項の規定により商業投資特別会計の資本額が定められた道路整備特別会計に繰入を行なう場合における附則第百六十二条及び第百十九条の規定の適用については、附則第一百六十二条第一号口中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第百十九条又は第百二十二条第

四項若しくは第七項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号ト中「道路整備特別措置法第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第二十条第一項若しく

は附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法第三十条第一項」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十条第一項、道府

法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法付則第三項、共司毒^ハ冬青等に周^ハる寺^ハ皆音^ハ付^ハ利^ハ第二項、又通安^ハ全道^ハ音^ハ各^ハ音^ハ等^ハ能^ハ推^ハ

法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全規制等の整備事業の推進に関する法律附則第五項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項」と、同条第二号口中「一般会計への繰入金」と

あるのは、一附則第二百二十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第二百二十二条第三項第五項、第六項又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金並びに道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十

三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖

繩振興特別措置法附則第六条第八項の規定による補助金又は負担金」と、附則第百十九条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、七地区区画整理法附則第二項」へは省略すべき事で、道名整備寺町皆量付則第

第一項 土地回収整地附則第二項若しくは第五項から第六項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五

項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項（電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに社会資本整備特

別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられる金額をもってその費用に充てるもの」とする。

3 道路整備特別会計において道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、賃雪寒冷特別也或これらする道路交通の確保に關する特別措置法附則第三項、共司萬

第十一項　和歌美濃特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法附則第三項、共同運輸の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に關する法律附則第五項、民間開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する

特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

読替え後の第六条の規定にかかるわらず、道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第八項の規定による国への補助又は負担を行う場合には、当該国の補助又は負担を行う年度に、当該国の補助又は負担を行う金額に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

第九項まで(道路整備特別措置法附則第七条第一項)、和寒氷濱特別地域における道路交通の確保等に関する特種の措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特種の措置法附則第二項、交通安全施設等に關する特種の措置法附則第五項、民間都市等に關する特種の措置法附則第十五項、

第一項電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄特別措置法附則第六条第二項の規定による無利息の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合における金額については、当該超過額を翌年度に算入して、其の上に付加課税を課すものとする。

おいて社会資本整備特別会計法第十七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

本会員資本整備特別計算書第七条第六項の規定により産業投資特別会計の本会員資本整備勘定から道路整備特別会計に繰入を行つた場合においては、当該繰入金を同会計に繰り入れた会計年度及びこれまでに累積して五箇年以内に、当該繰入金に相当する会計年度の規定により繰入され得る金額（第八項の規定による金額）に達するまでの金額と、予算で

詰都木役の第7条の規定にかかるれば、前項の規定によつて繰入をなす場合には同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から首長各監査官会計に繰り入れられると繰入金の預が、司員に規定する当該公会計建設事業であつて

（四）会計の取扱い
（ア）会計の方法
（イ）会計の期間
（ウ）会計の記録
（エ）会計の報告

日本道路公團等民營化関係系去施行第三十七条第四号の規定による発売前の本州四国各務高公
とくは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れ
るものとする。

前項の規定により同項に規定する經理を道路整備特別会計において行う場合における附則第百六十二条第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法第九条第一項、日本道路公团等民営化関係法施行法第三十七条第四号」の

規定による廃止前の本州四国連絡橋公團法附則第十四条第一項」とする。

第百四十四条第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかるらず、道路整備特別会計において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第百六条第一号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第

「五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

関する特別措置法第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項、第一百四十四条第一項並びに第一項、第九項及び第十一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

前項の規定により同項に規定する經理を道路整備特別会計において行う場合における附則第百六十六条第一号トの規定の適用については、同号ト中「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十二条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法

律第十一條第一項若しくは第十三條の四第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項」とする。
(港湾整備特別会計の設置の目的)

金額は、港湾整備事業費等に付する繰戻しの額のほか、港湾の行為が行なつて、月一ヶ月の運賃等の額の間、第一百九十九条第一項及び附則第五十一条第二項の規定にかかるわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

一 港湾施設の建設等（第一百九十八条第四項第一号に規定する港湾施設の建設等をいう。以下同じ。）であつて、国土交通大臣が施行するもの
二 巷舎法第四十三条の六の規定による国土交通大臣が施行する開港場全航各の開港場及び保全の

三 湾港法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業
第一項の「港湾整備事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

（第五号）（付に記載する事項又は書類そのものをいふ。附則第百二十九条第一項において同じ。）に密接な関連のある工事をその他港湾の整備のために特に必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものという。附則第百二十六条第一項及び第百三十条において同じ。）

三、特定港湾施設関係受託工事（第二百九条第三項第六号に規定する工事をいう。以下同じ。）
四、一般会計所属港湾関係工事（第一百九十八条第七項第八号に規定する一般会計所属港湾関係工事をいう。財團第百二十九条第一項第二号又は第二百二十一条第一項第二号の管轄

五 事をおこなふに附く第二百二十六条第一項第二号ロ及び第二百二十九条第一項において同じくの管理
空港整備特別会計所属空港関係工事（空港整備法第二条第一項に規定する空港その他の飛行
場で公共の用に供されるもの）の新設、改良又は災害復旧に係る工事で国土交通大臣が施行す
るに付ては、同種の工事に付ては、同様の規則による。

るもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。附則第一百一十六条第一項第一号及び第一百三十九条において同じ。)の管理

六七 沿岸施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付
八 広域臨海環境整備センター法第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物処理施設の建設又は改良の事業に係る補助金の交付

八 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した法人が施行する外貿埠頭の建設又は改良の事業に係る貸付け
九 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国

十 の貸付け
港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設（第百九十八条第四項第一号に規定する港湾施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
 十二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改
 る港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
 十三 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国
 の貸付け

(港湾整備特別会計の管理)

第二百二十四条 港湾整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(港湾整備特別会計の勘定区分)

第二百十五条 港湾整備特別会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。

(港湾整備特別会計の歳入及び歳出)

第二百二十六条 港湾整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 空港整備特別会計からの繰入金

ハ 特定港湾施設工事勘定からの繰入金

ニ 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三

条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北
 海道開発のための港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一
 項又は沖縄振興特別措置法第八八条第四項の規定による負担金で直轄港湾整備事業に係る
 もの

ホ 港湾整備関係受託工事に係る納付金

ヘ 港湾法第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営

に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る
 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等
 の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定
 による貸付金の償還金

ト 附属雑収入

二 歳出

イ 直轄港湾整備事業及び港湾整備関係受託工事に要する費用（国が北海道又は沖縄県で行う

これらのことの事業又は工事に関する事務費を除く。）

ロ 一般会計所属港湾関係工事、空港整備特別会計所属空港関係工事及び特定港湾施設工事等

（第二百九条第三項に規定する特定港湾施設工事等をいう。以下同じ。）に関する事務費（国

が北海道又は沖縄県で行うこれらの工事に関する事務費を除く。）

ハ 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補助金

ニ 広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定による補助金

ホ 港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営
 に関する法律第六条第一項の規定による貸付に要する費用並びに港湾施設の建設
 又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用によ
 る公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付に要する費用とす
 る。

第三百二十七条 港湾整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、直轄港湾整備事業に要する
 費用で国が負担するもの、一般会計所属港湾関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で港湾
 管理者が施行するものに係る負担金及び補助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項
 の規定による補助金、港湾法第五十五条の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特定外貿埠
 頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付に要する費用並びに港湾施設の建設
 又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金等の活用によ
 る公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付に要する費用とす
 る。

第三百二十八条 特定港湾施設工事勘定における一般会計からの繰入対象経費は、特定港湾施設工事等（特定港

湾施設関係受託工事を除く。）に要する費用で国が負担するものとする。

（特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定への繰入れ）

第三百二十九条 平成十九年度の特定港湾施設工事等に関する事務費の額に相当する金額は、同年度
 において、予算で定めるところにより、特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入るも
 のとする。

（港湾整備特別会計から一般会計への繰入れ）

第三百三十条 港湾整備関係受託工事又は特定港湾施設関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事
 について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納
 した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあつては港湾整備勘定から、特定港湾
 施設関係受託工事に係るものにあつては特定港湾施設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入
 れるものとする。

（港湾整備特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類）

第三百三十二条 特定港湾施設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を特定港湾施
 設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別
 等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。

第三百三十三条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計におい
 ては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。

（特定港湾施設工事勘定に係る整理）

第三百三十四条 特定港湾施設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を特定港湾施
 設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別
 等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。

第三百三十五条 第九条第二項第一号から第五号まで及び附則第二百二十七条に規定する書類（当該年度の事業計
 画表を除く。）のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについては、特定港湾施設工事等に係るもの
 工事別等の区分に従つて作成するものとする。

第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港
 湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法
 第百八条第四項、特定港湾施設整備特別措置法第四条、企業合理化促進法第八条第四項又は
 公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で特定港湾施設工事等に係るもの
 ハ 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金
 ニ 附属諸収入
 ハ 附屬雜収入

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

（港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類）

イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これらの工事に関する事務費を除く。）

ロ 港湾整備勘定への繰入金

ハ 一般会計への繰入金

ニ 附屬諸費

- 3 附則第二百二十八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 4 附則第二百二十九条の規定により特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れる場合に特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 5 附則第三十条の規定により特定港湾施設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 6 特定港湾施設工事勘定の国庫債務負担行為は、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 7 特定港湾施設工事勘定の予算で、その項又は目が特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に充てる必要がないもの配賦は、財政法第三十一条第二項の規定によるほか、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 8 特定港湾施設工事勘定の特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応ずる収入金は、当該区分に応する費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない余剰を生じたときにおける当該余剰の処理について必要な事項は、政令で定める。
- 9 特定港湾施設工事勘定において、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額）を超えてはならない。
- 10 読替え後の第八条第一項の規定により余剰金の処理を行う場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 11 第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第三号まで及び前条に規定する書類のうち特定港湾施設工事勘定に準用するものについて準用する。
- 13 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- 14 第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、特定港湾施設工事勘定については、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
- （港湾整備特別会計の歳入及び歳出の特例等）
- 第一百三十三条 附則第二百二十六条第一項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾整備勘定の歳入とする。
- 2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のために港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第七項の規定による無利子貸付金の額を加算した額をもって充てるものとする。
- 3 第六条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第二百九十八条第一項並びに附則第五十二条第二項及び第二百二十三条第一項の規定にかかる場合は、港湾整備勘定の歳入とする。
- 4 前項の規定により同項に規定する経理を港湾整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れを行う場合における附則第二百二十六条第一項及び第二百二十八条第一項の規定の適用については、附則第二百二十六条第一項第一号口内「空港整備特別会計からの繰入金」とあるのは「附則第二百三十九条の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第一項の規定による空港整備特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号へ及び同項第一号口内「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のために港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」

- と、同号へ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第二百三十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第二百三十三条第四項から第六項まで又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第二百二十八条第一項中「負担するもの」とあるのは「負担するもの（社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」と、「事務費」とあるのは「事務費（社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）」とする。
- 港湾整備勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のための港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
- 5 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のために港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
- 6 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めることにより、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
- 7 読替え後の第六条の規定にかかる場合は、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。
- 8 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れられるものとする。
- 9 この条から附則第二百四十二条までにおいて「空港整備事業」とは、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びにこれら事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。
- 10 第一项の「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。
- 11 航空保安職員研修施設（第二百九十八条第七項第十七号に規定する航空保安職員研修施設をいふ。附則第二百三十六条第二号口において同じ。）の管理及び運営
- 12 飛行検査業務等（第二百九十八条第七項第十八号に規定する飛行検査業務等をいう。附則第二百三十六条第二号口において同じ。）で国土交通大臣が行うもの

前項及び附則第一百七十二条の「土地改良工事等」とは、次に掲げるものをいう。

一 土地改良工事（土地改良法により国が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。附則第一百六十三条から第一百七十二条までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。）

二 土地改良関係直轄調査（土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。）

三 土地改良関係受託工事（土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施

行するものをいう。以下同じ。）

（国営土地改良事業特別会計の管理）

第一百六十二条 国営土地改良事業特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理

する。（国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出）

第一百六十三条 国営土地改良事業特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

一般会計からの繰入金

土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息

土地改良工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金

土地改良関係受託工事に係る納付金

借入金

土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息

代金及び貸付け

土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価

ホ 附属雑収入

二 歳出

イ 土地改良工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ロ 土地改良関係直轄調査に係る土地改良工事及び土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事又は調査に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用（当該費用の財源に充てるための借入金が土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金へ一般会計への繰入金

ト 附屬諸費用

イ 土地改良工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ロ 土地改良関係直轄調査に係る土地改良工事及び土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事又は調査に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）

ハ 借入金の償還金及び利子

ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り

払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用（当該費用の財源に充てるための借入金が土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金へ一般会計への繰入金

ト 附屬諸費用

イ 土地改良事業特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類の特例）

第一百六十四条 第三条第二項第五号の規定にかかる限り、国営土地改良事業特別会計においては、

同号に掲げる書類を添付することを要しない。

2 第三条第二項第一号から第四号までに掲げる書類のほか、国営土地改良事業特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の事業実績表

二 前年度及び当該年度の事業計画表

三 前年度の借入金の借入れ及び償還実績表

四 前年度及び当該年度の借入金の借入れ及び回収実績表

（国営土地改良事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

五百六十五条 国営土地改良事業特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、土地改良工事に要する費用（土地改良関係直轄調査に要する費用を含む。）で国庫が負担するもの及び当該土

地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用とする。（国営土地改良事業特別会計から一般会計への繰入れ）

第一百六十六条 土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法第五条第一項の規定により一般会計から同法に基づく国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額並びに読替えられ、附則第六十六条第十八条号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法第五条第一項の規定により一般会計から同法に基づく国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額並びに読替えられた金額並びにその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同会

計から一般会計に繰り入れるものとする。

2 附則第一百六十九条第一項第二号に規定する繰入金に相当する金額は、政令で定めるところによ

り、国営土地改良事業特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 土地改良関係受託工事に係る納付金の額のうち、土地改良関係受託工事について一般会計において支弁した経費の額のうち政令で定める額に相当する金額は、当該納付金の収納後、遅滞なく、国営土地改良事業特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

（国営土地改良事業特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類）

第一百六十七条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国営土地改良事業特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 一 当該年度の事業実績表

二 当該年度の借入金の借入れ及び償還実績表

（国営土地改良事業特別会計における土地の売払代金等の使途）

第一百六十八条 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

（国営土地改良事業特別会計における土地の売払代金等の使途）

第一百六十九条 国営土地改良事業特別会計において、埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付けは、次の各号の順序に従い、当該各号に掲げる費用の財源に充て、なお残余がある場合には、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。

一 当該用地の管理及び処分のために直接要する費用（当該費用の財源に充てるための借入金がある場合には、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するものの財源に充てるものとする。）

二 ある場合には、当該借入金の償還金及び利子）

（国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事によって生じた土地改良施設に係る土地改

良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

（国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費）

第一百七十一条 国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費は、土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用で政令で定めるもの並びに埋立

て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うべきものの管理及び処分のために直接必要な費用とする。

2 国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息で借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

（国営土地改良事業特別会計における一時借入金等の特例）

第一百七十二条 国営土地改良事業特別会計において、第十五条第一項の規定により、一時借入金を

し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる金額は、借入金を借り入れることができ

2 前項の規定によるほか、国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる一般会計からの繰入金は、特定国有財産整備特別会計の歳入とする。

(特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費)

第一百七十七条 特定国有財産整備特別会計における借入金対象経費は、特定国有財産整備計画による国有財産の取得に要する経費とする。

(特定国有財産整備特別会計における一時借入金の借換え)

第一百七十八条 第十五条第四項の規定にかかるわらず、特定国有財産整備特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(特定国有財産整備特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

第一百七十九条 特定国有財産整備計画の実施により処分をすべき国有財産で一般会計に所属するものは、政令で定めるところにより、特定国有財産整備特別会計に所管換又は所属替をするものとする。

2 特定国有財産整備特別会計において、特定国有財産整備計画の実施により取得した国有財産のうち府省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

3 次に掲げる場合には、特定国有財産整備特別会計と一般会計との間において無償として整理するものとする。

一 前二項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 第一項の規定により特定国有財産整備特別会計に所管換又は所属替をした国有財産(附則第六十六条第十九号の規定による廃止前の特定国有財産整備特別会計法第十六条第一項の規定により同法に基づく特定国有財産整備特別会計に所管換又は所属替をした国有財産で、附則第二百三十三条第三項の規定により特定国有財産整備特別会計に帰属したものを含む。)をその処

分が行われるまで引き続き一般会計において使用させる場合

三 特定国有財産整備計画を実施するために必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を特定国有財産整備特別会計において使用させるとき。

四 特定国有財産整備計画の変更その他当該計画の実施に関し政令で定める事情が生じた場合において、特定国有財産整備特別会計又は一般会計に所属する国有財産につき、政令で定めるところにより、それぞれ一般会計又は特定国有財産整備特別会計に所管換若しくは所属替をし、二条本文の規定は、適用しない。

4 (国立高度専門医療センター特別会計の設置の目的)
第一百八十一条 国立高度専門医療センター(厚生労働省に置かれる国立高度専門医療センターをいう。以下同じ。)に関する経理は、この法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、国立高度専門医療センター特別会計において行うものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の管理)
第一百八十二条 国立高度専門医療センター特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(国立高度専門医療センター特別会計の基金)

第一百八十二条 国立高度専門医療センター特別会計においては、附則第六十六条第十一号の規定による国立高度専門医療センター特別会計法の廃止の際における同法に基づく国立高度専門医療センター特別会計の基金の額に相当する金額をもって基金とする。

2 国立高度専門医療センター特別会計の基金の金額は、附則第一百八十六条第一項又は第二項の規定による整理が行われることにより増減するものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出)

第一百八十三条 国立高度専門医療センター特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 国立高度専門医療センターの病院収入
ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金
ニ 積立金から生ずる収入

二 歳出

イ 国立高度専門医療センターの経営費
ロ 国立高度専門医療センターの施設費
ハ 看護師養成費

ニ 借入金の償還金及び利子
ホ 一時借入金の利子

三 附屬諸費

(国立高度専門医療センター特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百八十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、国立高度専門医療センター特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前々年度の財産目録

(国立高度専門医療センター特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第一百八十五条 国立高度専門医療センター特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、附則第一百八十三条第二号の費用(借入金の償還金を除く。)とする。

(国立高度専門医療センター特別会計における利益及び損失の処理)

第一百八十六条 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じた場合には、同会計の基金に組み入れて整理するものとする。

2 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じた場合は、同会計の基金を減額して整理するものとする。

(国立高度専門医療センター特別会計の積立金)

第一百八十七条 国立高度専門医療センター特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、国立高度専門医療センターの経営費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、国立高度専門医療センターの経営費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、国立高度専門医療センター特別会計の歳入に繰り入れることができる。

(国立高度専門医療センター特別会計の歳出決定計算書の添付書類)

第一百八十八条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、国立高度専門医療センター特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添付しなければならない。

(国立高度専門医療センター特別会計における借入金対象経費)
第一百八十九条 国立高度専門医療センター特別会計における借入金対象経費は、国立高度専門医療センターの施設費とする。

(国立高度専門医療センター特別会計における積立金の繰替使用)

第一百九十条

国立高度専門医療センター特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計の設置目的)

第一百九十二条 船員保険事業に関する政府の經理は、この法律の施行の日から日本年金機構法の施行の日前までの間、船員保険特別会計において行うものとする。

(船員保険特別会計の管理)

第一百九十三条 船員保険特別会計は、厚生労働大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第一百九十四条 船員保険特別会計の歳入及び歳出(船員保険特別会計の歳入及び歳出)

第一項の規定による歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 嶽入
イ 船員保険事業の保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

独立行政法人福祉医療機構法第十六条第四項の規定による納付金

二 嶽出
イ 船員保険事業の保険給付費

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等

ハ 介護保険法の規定による納付金

ニ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金

ホ 独立行政法人福祉医療機構への交付金

ヘ 一時借入金の利子

ト 業務取扱費

チ 船員保険事業の福祉事業費

リ 附屬諸費用

(船員保険特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第一百九十五条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(船員保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第一項の規定による貸借対照表及び損益計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(船員保険特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、船員保険法第五十八条に規定する保険給付及び船員保険事業の事務の執行に要する費用で国庫が補助するもの並びに船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第三百三号。附則第八十九条において「昭和二十二年船員保険法改正法」という)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用とする。

(船員保険特別会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入れ)
昭和六十年国民年金等改正法(第百十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう)附則第八十九条の規定により船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額は、船員保険特別会計から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(船員保険特別会計の積立金)
船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定められる場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

第一項の積立金は、船員保険事業の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 船員保険特別会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、前項の積立金から補足するものとする。

第一百九十六条

船員保険特別会計において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額(船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額を除く)が、当該年度における同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び昭和二十二年船員保険法改正法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用の額の合計額に対して超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの規定による国庫負担金又は国庫の負担すべき費用として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(船員保険特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百九十七条

第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

3

第一項の積立金は、船員保険法附則第二十二項の規定が適用される会計年度における附則第百九十八条の規定の適用については、同条中「同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び」とあるのは、「同法附則第二十二項並びに同法附則第二十四項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額及び」とする。

(船員保険特別会計における積立金の繰替使用)

第一百九十八条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第一百九十九条

第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

4

(船員保険特別会計における積立金の繰替使用)

第二百条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整の特例)

第二百一条 第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、船員保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

5

(船員保険特別会計における積立金の繰替使用)

第二百二条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百三条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百四条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百五条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百六条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百七条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百八条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百九条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十一条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十二条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十三条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十四条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十五条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十六条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十七条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十八条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百十九条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百二十条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百二十一条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整)

第二百二十二条

船員保険特別会計においては、同会計の積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。

抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第二百四号）第二十二条第一項ただし書、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第二百五十二号）第十二条第一項ただし書及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定による手数料

一般会計からの繰入金

一時借入金の借換えによる収入金

口 借入金
ハ 一時借入金の借換えによる収入金
二 附屬雑収入

二 歳出

イ 借入金の償還金及び利子
ロ 一時借入金の利子
ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
二 附屬諸費

二 歳出

イ 事務取扱費
ロ 施設費
ハ 一時借入金の利子
ニ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子
ホ 附屬諸費

（登記特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

第二百四条 登記特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、登記所に係る事務のうち登記の審査に関する事務及び登記所の管理に関する事務を要する経費とする。

（登記特別会計における一時借入金の借換え）

第二百五条 第十五条第四項の規定にかかるわらず、登記特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条に規定する

3 借入金とみなして、同条の規定を適用する。

（登記特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例）

第二百六条 次に掲げる場合には、登記特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

1 附則第六十六条第三十二号の規定による廃止前の登記特別会計法附則第二条第一項の規定により同法に基づく登記特別会計に帰属することとなるたものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属

する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換又は所属

替をする場合

2 法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の事務（附則第二百一条に規定する事務を除く。）のために使用する場合において、登記特

別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させること。

3 登記特別会計の事務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、登記特別会計において使用させること。

（国有林野事業債務管理特別会計の設置の目的）

第二百六条の二 管理経営法等改正法附則第四条第一項に規定する旧国有林野事業特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理は、管理経営法等改正法の施行の日から債務処理終了年度の末までの間、国有林野事業債務管理特別会計において行うものとする。

第二百六条の三 国有林野事業債務管理特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（国有林野事業債務管理特別会計の設置の目的）

第二百六条の四 国有林野事業債務管理特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

イ 一般会計からの繰入金
一 歳入
二 歳出

（国有林野事業債務管理特別会計における借入金の借換え）

（各特別会計の廃止に伴う長期運用予定額の繰越し）

第二百六条の七 第十五条第四項の規定にかかるわらず、国有林野事業債務管理特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから年内に償還しなければならない。

（国有林野事業債務管理特別会計における一時借入金の借換え）

第二百六条の六 国有林野事業債務管理特別会計における借入金対象経費は、管理経営法等改正法附則第四条第五項ただし書の規定により同会計に帰属するものとされた借入金（当該借入金の償還に充てるため順次借り換られたものを含む。）の償還金の財源に充てるために必要な経費とする。

（国有林野事業債務管理特別会計における借入金の借換え）

第二百六条の七 第十五条第四項の規定にかかるわらず、国有林野事業債務管理特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから年内に償還しなければならない。

（各特別会計の廃止に伴う長期運用予定額の繰越し）

第二百七条 財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（次項において「長期運用法」という。）第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定期額のうち、平成十八年度において附則第六十六条各号の規定による廃止前の特別会計法に基づく特別会計（以下この項において「旧特別会計」という。）に貸付けをしなかつたものがある場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する金額を限度として、平成十九年度において、旧特別会計に相当する第二条第一項各号又は附則第六十七条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

2 財政融資資金において長期運用法第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定期額のうち、平成十九年度において附則第六十七条第一項第一号から第九号までの規定により設置す

る各特別会計に貸付けをしなかつたものがある場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する金額を限度として、附則第六十七条第一項第一号から第九号までに定める年度の翌年度において、当該特別会計に相当する第二条第一項各号に掲げる特別会計に貸し付けることができる。

（国債整理基金特別会計法の廃止による経過措置）

第二百八条 附則第六十六条第一号の規定による廃止前の国債整理基金特別会計法（次項において「旧国債整理基金特別会計法」という。）に基づく国債整理基金特別会計（以下この条において「旧国債整理基金特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国債整理基金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国債整理基金特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧国債整理基金特別会計法第八条の規定による繰越しを必要とするものは、国債整理基金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国債整理基金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国債整理基金特別会計に所属する国債整理基金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国債整理基金特別会計に所属する権利義務は、国債整理基金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により国債整理基金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

（食糧管理特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百九条 附則第六十六条第二号の規定による廃止前の食糧管理特別会計法（次項において「旧食管特別会計法」という。）に基づく食糧管理特別会計（以下この条において「旧食管特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前

の例による。この場合において、旧食管特別会計の国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、輸入飼料勘定、業務勘定又は調整勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定（米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この条において同じ。）、業務勘定又は調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。ただし、旧食管特別会計の輸入飼料勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額のうち、農林水産大臣が財務大臣に協議して定める金額は、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧食管特別会計の国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、輸入飼料勘定、業務

勘定又は調整勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧食管特別会計法第九条第一項の規定により繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定又は調整勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧食管特別会計の平成十八年度の末日において、旧食管特別会計の輸入飼料勘定に所属する積立金又は調整勘定に所属する調整資金は、第百三十二条第二項の規定により、食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

4 旧食管特別会計において、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号）附則第十三条第三項の規定により旧食管特別会計の調整資金に帰属する額に相当する金額は、食料安定供給特別会計の調整勘定に繰り

入れられたものとみなす。

5 この法律の施行の際、旧食管特別会計の国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、輸入飼料勘定、業務勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定又は調整勘定に帰属するものとする。

6 前項の規定により食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定又は調整勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

7 この法律の施行の際、一般会計に所属する権利義務で第一百二十四条第三項に規定する農業経営安定事業に係るものは、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計に帰属するものとする。

8 この法律の施行の際、食料安定供給特別会計に帰属する国有財産のうち、旧食管特別会計に所属していたものについては、地方農政局又は地方農政事務所の事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、政令で定めるところにより、各省各庁の長の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。

9 前項の規定により一般会計に所管換又は所属替をする場合には、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

（漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百十一条 附則第六十六条第三号の規定による廃止前の漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（次項において「旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計法」という。）に基づく漁船再保険及漁業共済保険特別会計（以下この条において「旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

この場合において、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に繰り越して使用することができる。

2 旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計法第九条（旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計附則第六項において適用する場合を含む。）の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定の平成十八年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に所属する積立金は、第百七十八条第一項の規定により、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定又は漁業共済保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁船乗組員給与保険勘定、漁業共済保険勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

6 旧森林保険特別会計法の規定による廃止前の森林保険特別会計法（次項において「旧森林保険特別会計法」という。）に基づく森林保険特別会計（以下この条において「旧森林保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧森林保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、森林保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧森林保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧森林保険特別会計法第九条の規定による繰越しを必要とするものは、森林保険特別会計に繰り越して使用することができる。

- 3 旧森林保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧森林保険特別会計に所属する積立金は、第百五十四条第一項の規定により、森林保険特別会計に所属する権利義務に係るものとする。
- 4 この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所属する権利義務は、森林保険特別会計に帰属するものとする。
- 5 前項の規定により森林保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。
 (厚生保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 第二百十二条** 附則第六十六条第五号の規定による廢止前の厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計(以下この条において「旧厚生保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 旧厚生保険特別会計の年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に繰り越して使用することができる。
- 3 旧厚生保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧厚生保険特別会計の年金勘定若しくは児童手当勘定に所属する積立金又は旧厚生保険特別会計の健康勘定に所属する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所属する特別保健福祉事業資金は、第百六条第一項、第百十八条第一項又は第百七十三条第三項又は附則第三十七条第一項の規定により、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定若しくは児童手当勘定に所属する積立金として積み立て、又は同会計の健康勘定に所属する事業運営安定資金若しくは業務勘定に所属する特別保健福祉事業資金として組み入れられたものとみなす。
- 4 前項の規定により年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
 (農業共済再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 5 前項の規定により年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属する権利義務は、それぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、健康勘定、児童手当勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

- 2 旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に所属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
 (農業共済再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 3 旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定又は業務勘定に所属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
 (船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 第二百十四条** 附則第六十六条第七号の規定による廢止前の農業經營基盤強化措置特別会計法(第六項において「旧基盤強化特別会計法」という。)に基づく農業經營基盤強化措置特別会計(以下この条において「旧基盤強化特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧基盤強化特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、食料安定供給特別会計の調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。
 (農業經營基盤強化措置特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 2 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、食料安定供給特別会計の農業經營基盤強化勘定に繰り越して使用することができる。
- 3 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧基盤強化特別会計に所属する積立金は、食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する積立金として積み立てられたものとする。
- 4 この法律の施行の際、旧基盤強化特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の農業經營基盤強化勘定又は業務勘定に帰属するものとする。
- 5 前項の規定により食料安定供給特別会計の農業經營基盤強化勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
 (国有林野事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 6 旧基盤強化特別会計の所属に移した農地等(旧基盤強化特別会計第一条第二項第一号に掲げる農地等をいう。)は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第三十八条の規定による改正前の第一百三十一条に規定する農業經營基盤強化勘定の所属に移した農地等とみなす。
 (国有林野事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 第二百十五条** 附則第六十六条第八号の規定による廢止前の国有林野事業特別会計法(次項において「旧国有林野事業特別会計法」という。)に基づく国有林野事業特別会計(以下この条において「旧国有林野事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国有林野事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国有林野事業特別会計の平成十九年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国有林野事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国有林野事業特別会計の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧国有林野事業特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、国有林野事業特別会計に繰り越しして使用することができる。
- 3 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金は、第六十六条第一項の規定により、国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金として組み入れられたものとみなす。
- 4 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、国有林野事業特別会計(以下この条において「旧船員保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出に帰属するものとする。
 (船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)
- 第二百十六条** 附則第六十六条第九号の規定による廢止前の船員保険特別会計法に基づく船員保険特別会計(以下この条において「旧船員保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の

出並びに同年度以前の年度の決算に関する場合は、なお従前の例による。この場合において、旧船員保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十三号の規定により設置する船員保険特別会計（以下この条及び次条において「暫定船員保険特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧船員保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定船員保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧船員保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧船員保険特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧船員保険特別会計に所属する権利義務は、暫定船員保険特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定船員保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定船員保険特別会計の歳入及び歳出とする。

第二百一十七条 暫定船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置

（国立高度専門医療センター特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百一十八条 附則第六十六条第十一号の規定による廃止前の国立高度専門医療センター特別会計法に基づく国立高度専門医療センター特別会計（以下この条において「旧国立高度専門医療センター特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する場合は、なお従前の例による。この場合において、旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下この条及び次条において「暫定国立高度専門医療センター特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。この法律の施行の際、旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国立高度専門医療センター特別会計に繰り越して使用することができる。

2 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国立高度専門医療センター特別会計に所属する権利義務は、暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものとする。

3 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所属する積立金は、附則第八十条第一項の規定により、それぞれ外國為替資金特別会計に繰り越して使用することができる。

4 前項の規定により暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出とする。

第二百一十九条 暫定国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置

（貿易再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百二十一条 附則第六十六条第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法（次項において「旧貿易再保険特別会計法」という。）に基づく貿易再保険特別会計（以下この条において「旧貿易再保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する場合は、なお従前の例による。この場合において、旧貿易再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、貿易再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧貿易再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧貿易再保険特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、貿易再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧貿易再保険特別会計に所属する権利義務は、貿易再保険特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により貿易再保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

第二百二十二条 附則第六十六条第十四号の規定による廃止前の財政融資資金特別会計法（次項及び第六項において「旧財政融資資金特別会計法」という。）に基づく財政融資資金特別会計（以下この条において「旧財政融資資金特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する場合は、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計（以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧財政融資資金特別会計に所属する積立金は、附則第七十三条第一項の規定により、暫定財政融資資金特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、暫定財政融資資金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定財政融資資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定財政融資資金特別会計の歳入及び歳出とする。

第二百二十三条 附則第六十六条第二項の規定により旧財政融資資金特別会計法第十一条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、暫定財政融資資金特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定により平成十九年度において運用することができる金額の範囲内で、同年度において、読替え後の第十三条第一項及び附則第七十五条の規定により借入金をし、又は附則第七十六条第一項の規定により公債を発行することができる。

（暫定財政融資資金特別会計の廃止に伴う経過措置）

第二百二十三条 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する場合は、なお従前の例による。この場合において、暫定財政融資資金特別会計の平成二十年度の歳入

に繰り入れるべき金額があるときは、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第八十四条の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は附則第八十四条の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融资資金勘定に帰属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定財政融資資金勘定に帰属するものとす。

5 特別会計の財政融資資金勘定に帰属するものとす。

6 暫定財政融資資金特別会計において第十三条第二項又は附則第七十六条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借り入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第三条の規定により平成二十年度において運用することができる金額の範囲内で、同年度において、第十三条第一項及び第六十一条の規定により借入金をし、又は第六十二条第一項の規定により公債を発行することができる。

(産業投資特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十四条 附則第六十六条第五号の規定による廃止前の産業投資特別会計法(次項において「旧産業投資特別会計法」という。)に基づく産業投資特別会計(以下この条において「旧産業投資特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算において、当該金額を限度として、なお従前の例による。この場合において、旧産業投資特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第二号の規定により設置する産業投資特別会計(以下この条及び次条において「暫定産業投資特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧産業投資特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧産業投資特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定産業投資特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧産業投資特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧産業投資特別会計に所属する投資財源資金としては、附則第九十一条第一項の規定により、暫定産業投資特別会計に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧産業投資特別会計に所属する権利義務は、暫定産業投資特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定産業投資特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定産業投資特別会計の歳入及び歳出とする。

6 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算においては、暫定産業投資特別会計の歳入及び歳出とする。

7 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融资特別会計の投資お従前の例による。この場合において、暫定産業投資特別会計の投資勘定の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属するものとす。

8 暫定産業投資特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、財政投融资特別会計の投資勘定に組み入れられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定産業投資特別会計に所属する権利義務は、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により財政投融资特別会計の投資勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十六条 附則第六十六条第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(次項において「旧交付税特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算においては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧交付税特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十七条 附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(次項において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計法」という。)に基づく自動車損害賠償保障事業特別会計(以下この条において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算においては、なお従前の例による。この場合において、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ附則第六十七条第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計(以下この条及び次条において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。)の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に帰属するものとする。

2 旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車損害賠償保障事業特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

第二百三十二条	未完了借入事業の工事に関する經理は、平成二十年度から工事完了年度（未完了借入事業の工事の全部が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。）の末日までの間、第一百二十四条第一項の規定にかかるわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。
2	前項の規定により未完了借入事業の工事に関する經理を食料安定供給特別会計において行う場合においては、第一百二十六条の規定にかかるわらず、同会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保險勘定、漁船再保險勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定に区分する。
3	国営土地改良事業経過勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入	
イ 一般会計からの繰入金	
ロ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金	
ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息	
ニ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金	
ホ 土地改良関係受託工事に係る納付金	
ト 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地の売払代金及び貸付け	
チ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価	
リ 附属雑収入	
二 歳出	
イ 未完了借入事業の工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）	
ロ 土地改良関係受託工事に要する費用（北海道又は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。）	
ハ 借入金の償還金及び利子	
ニ 土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り払うものの同法第九十四条の規定による管理及び処分のために直接要する費用	
ホ 未完了借入事業の工事によって生じた土地改良施設に係る土地改良法第九十四条の二第二項の規定による共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金	
ト 東日本大震災復興特別会計への繰入金	
チ 附属諸費	
4	国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出予定計算書等の添付書類については、第一百一十八条の規定は適用せず、附則第六十四条の規定を準用する。
5	国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出決定計算書の添付書類については、第一百三十五条の規定は適用せず、附則第六十七条の規定を準用する。
6	附則第六十五条、第一百六十六条及び第一百六十八条から第百七十二条までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。
7	附則第三十九条の規定によるほか、国営土地改良事業経過勘定の業務のために使用する必要がある場合において、前条第四項の規定により一般会計に帰属した国有財産を、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定において使用するときは、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
8	社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行う場合における第三項並びに第六項において準用する附則第六十五条及び第一百六十一条の規定の適用については、第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第六項

9	社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する額（第十一項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。当該二項の規定により一般会計から国営土地改良事業勘定に繰り入れがあった場合の当該繰入れの金額に対応するものについても、同様とする。」とする。
10	繰入金に相当する金額を、一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れるものとする。
11	社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて国営土地改良事業経過勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
12	第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れを行う場合における第六項において準用する附則第七百七十二条の規定の適用については、同条第三項中「一般会計」とあるのは、「一般会計又は東日本大震災復興特別会計」とする。
13	土地改良工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息の額のうち、第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同勘定から同会計に繰り入れるものとする。 (国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う経過措置)
第二百三十二条	国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三条の規定による決算においては、なお從前の例による。この場合において、国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。
2	国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三条第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。
3	国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の末日において、国営土地改良事業経過勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。
4	前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。
5	第四十二条第五項の規定によるほか、第二項の規定により一般会計に帰属する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めるところにより、工事別の区分に従つて、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。
6	第三項の規定により一般会計に帰属する借入金に対応する土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息は、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならぬ。

(特定国有財産整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

- 第二百三十三条** 附則第六十六条第十九号の規定による廃止前の特定国有財産整備特別会計法に基づく特定国有財産整備特別会計(以下この条において「旧特定国有財産整備特別会計」という)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧特定国有財産整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十一号の規定により設置する特定国有財産整備特別会計(以下この条次条及び附則第二百三十七条において「暫定特定国有財産整備特別会計」という)の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 旧特定国有財産整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定特定国有財産整備特別会計に繰り越して使用することができる。
- 3 この法律の施行の際、旧特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、暫定特定国有財産整備特別会計に帰属するものとする。

- 4 前項の規定により暫定特定国有財産整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定特定国有財産整備特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

- 第二百三十四条** 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十二年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、平成二十一年度の末日において定められている特定国有財産整備計画(平成二十一年度以後に変更された場合を含む)に基づき実施される国有財産の取得及び処分に関する事業で同日において完了していないもの(以下この条及び次条において「未完了事業」という)に係るものは、財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定(同条第三項及び第四項を除き、以下この条から附則第二百三十六条までにおいて「特定国有財産整備経過勘定」という)の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特定国有財産整備経過勘定に繰り越して使用することができる。
- 3 平成二十一年度の末日において、暫定特定国有財産整備特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、特定国有財産整備経過勘定に帰属するものとする。
- 4 前項の規定により一般会計又は特定国有財産整備経過勘定の歳入及び歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

- 第二百三十五条** 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十二年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、平成二十一年度の末日において定められている特定国有財産整備計画(平成二十一年度以後に変更された場合を含む)に基づき実施される国有財産の取得及び処分に関する事業で同日において完了していないもの(以下この条及び次条において「未完了事業」という)に係るものは、財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定(同条第三項及び第四項を除き、以下この条から附則第二百三十六条までにおいて「特定国有財産整備経過勘定」という)の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 暫定特定国有財産整備特別会計の平成二十一年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。
- 3 暫定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。
- 4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(暫定特定国有財産整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

- 第二百三十六条** 暫定特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の収入及び支出並びに事業完了年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、特定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 暫定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。
- 3 暫定国有財産整備経過勘定の事業完了年度の末日において、特定国有財産整備経過勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

- 4 附則第七十六条から第七十九条までの規定は、特定国有財産整備経過勘定について準用する。
- 5 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類(第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、)と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算書(特定国有財産整備勘定に係るものを除く。)」とする。
- 6 附則第七十六条から第七十九条までの規定は、特定国有財産整備経過勘定について準用する。
- 3 前項の場合において、財政投融資特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては財政融資資金勘定、投資勘定又は特定国有財産整備勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。
- 4 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類(第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、)と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算書(特定国有財産整備勘定に係るものを除く。)」とする。
- 5 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類(第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、「と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算書(特定国有財産整備勘定に係るものを除く。)」とする。
- 6 附則第七十六条から第七十九条までの規定は、特定国有財産整備経過勘定について準用する。
- 3 前項の場合において、財政投融資特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては財政融資資金勘定、投資勘定又は特定国有財産整備勘定及び所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部が行うものとする。
- 4 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類(第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、「と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算書(特定国有財産整備勘定に係るものを除く。)」とする。
- 5 第一項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合における第五十四条及び第六十条の規定の適用については、第五十四条中「書類」とあるのは「書類(第一号及び第二号に掲げる書類については、特定国有財産整備勘定に係るものを除き、「と、第六十条中「損益計算書」とあるのは「損益計算書(特定国有財産整備勘定に係るものを除く。)」とする。
- 6 附則第七十六条から第七十九条までの規定は、特定国有財産整備経過勘定について準用する。

- 3 前項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十一条の規定にかかるわらず、同会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところ従い、管理する。
- 2 前項の規定により未完了事業に関する経理を財政投融資特別会計において行う場合においては、第五十一条の規定にかかるわらず、同会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところ従い、管理する。
- 3 この法律の施行の際、旧道路整備特別会計に所属する権利義務は、暫定道路整備特別会計に帰属するものとする。
- 4 前項の規定により暫定道路整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定道路整備特別会計の歳入及び歳出とする。

(社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に関する検討)

- 第二百三十九条** 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第二十条第三

項に基づく平成十八年十二月八日に閣議において決定された道路特定財源の見直しに関する具体的に基づき特定財源制度の見直しを行うとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に関する規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(暫定道路整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

従前の例による。この場合において、暫定道路整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は

施設の整備のための補助金に係るものは一般会計の歳入に、第二百一条第五項第二号ロに規定するものに相当する金額は社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、独立行政法人土木研究所に対して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一

会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に、その他のものは社
会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に、それぞれ繰り下して使用することができる。

（台支特別会計法の廃止に伴う経過措置）
帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は該各勘定の歳入及び歳出とする。

第二百四十四条 附則第六十六条第二十一条の規定による廃止前の治水特別会計法に基づく治水特別会計（以下この条において「旧治水特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに

に同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額がある

るときは、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは附則第六十七条第一項第四号の規定により設置する治水特別会計（以下この条及び次条において「暫定治水特別会計」という。）の治水勘定

の歳入に、旧治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定の歳入に、それぞ

2 れ繰り入れるものとする。
旧治水特別会計の治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の平成十八年度の歳出予算の経費

の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、旧治水特別会計の治水勘定に係るものは暫定治水特別会計の治水勘定に、旧治

水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に、それぞれ繰り越して使用する

3 これができる。
この法律の施行の際、旧治水特別会計の治水勘定は特定多目的ダム建設工事勘定に所属する
重きをもつて、日ごろよく手引として用いられており、日ごろよく手引として用いられており、

は成るに付、本特別会計の水準多目的ダム建設工事勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に帰属する権利義務に係る又入及び支出は、当該各勘定の歳入又及び歳出とし得る。

(暫定治水特別会計の廃止に伴う経過措置)
第二百四十二条 暫定治水特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに清算しては、なお延

額があるときは、当該金額のうち、附則第三百三十三条第三項第七号に掲げるものは一般会計の歳入

に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に従つて社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定治水特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、附則第百三条第三項第七号に掲げるものは一般会計に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の治水勘定の歳入に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定治水特別会計に所属する権利義務は、附則第百三条第三項第七号に掲げるものは一般会計に、第二百一条第五項第二号イに規定するもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、その他のもので、暫定治水特別会計の治水勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のもので、暫定治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものは多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の治水勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

4 前項の規定により一般会計又は社会資本整備事業特別会計の業務勘定若しくは治水勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(港湾整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十三条 附則第六十六条第二十二号の規定による廃止前の港湾整備特別会計法に基づく港湾整備特別会計（以下この条において「旧港湾整備特別会計」という）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお從前の例による。この場合において、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは附則第六十七条第一項第六号の規定により設置する港湾整備特別会計（以下この条及び次条において「暫定港湾整備特別会計」という。）の港湾整備勘定の歳入に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係る工事別等の区分に従つて暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に、旧港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて暫定港湾整備特別会計の特定港湾施設工事勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に所属する権利義務は、旧港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは暫定港湾整備特別会計の港湾整

4 前項の規定により暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定又は特定港湾施設工事勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
 (暫定港湾整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十四条

暫定港湾整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する例による。

この場合において、暫定港湾整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、

暫定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、暫定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2

暫定港湾整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定港湾施設工事勘定に、暫定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、暫定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて社会資本整備事業特別会計の港湾勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3

平成十九年度の末日において、暫定港湾整備特別会計に所属する権利義務は、第二百一条第五項第二号ハに規定するもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、暫定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応じ社会資本整備事業特別会計の港湾整備勘定に、その他のもので、暫定港湾整備特別会計の港湾整備勘定に係るものは社会資本整備事業特別会計の港湾勘定の歳入に、暫定港湾施設工事勘定に係るものは特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応じ社会資本整備事業特別会計の港湾勘定に、それぞれ帰属するものとする。

4

前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定に係るものは、自動車安全特別会計の収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(国民年金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十五条

附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法に基づく国民年金特別会計（以下この条において「旧国民年金特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する例による。この場合において、

旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ年金特別会計の基礎年金勘定に繰り入れるものとする。

3

旧国民年金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国民年金特別会計の国民年金勘定に所属する積立金は、年金特別会計の基礎年金勘定に所屬する積立金として積み立てられたものと立金として積み立てられたものとみなす。

4

旧国民年金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国民年金特別会計の国民年金勘定に所属する積立金は、第百十五条第一項の規定により、年金特別会計の国民年金勘定に所屬する積立金として積み立てられたものとみなす。

5 この法律の施行の際、旧国民年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、それぞれ年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属するものとする。
 (自動車検査登録特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十六条

附則第六十六条第二十四号の規定による廃止前の自動車検査登録特別会計法（次

前項の規定により年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

6

前項の規定により年金特別会計の基礎年金勘定、国民年金勘定、国民年金勘定、福祉年金勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

第二百四十七条

暫定自動車検査登録特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車検査登録特別会計法第十四条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定自動車検査登録特別会計に繰り越して使用することができる。

2

前項において「旧自動車検査登録特別会計」という。の平成十八年度の収入及び支出並びにこの条において「旧自動車検査登録特別会計」という。の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する例による。この場合において、旧自動車検査登録特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第九号の規定により設置する自動車検査登録特別会計（以下この条及び次条において「暫定自動車検査登録特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

3

この法律の施行の際、旧自動車検査登録特別会計に所属する権利義務は、暫定自動車検査登録特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定自動車検査登録特別会計に帰属するものとする。

4

前項の規定により暫定自動車検査登録特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定自動車検査登録特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十七条 暫定自動車検査登録特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する例による。この場合において、暫定自動車検査登録特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2

暫定自動車検査登録特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に繰り越して使用することができる。

3

平成十九年度の末日において、暫定自動車検査登録特別会計に所属する権利義務は、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属するものとする。

4

前項の規定により自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(都市開発資金金融通特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百四十八条 附則第六十六条第二十五号の規定による廃止前の都市開発資金金融通特別会計法に基づく都市開発資金金融通特別会計（以下この条において「旧都市開発資金金融通特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する例による。この場合において、旧都市開発資金金融通特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第三号の規定により設置する都市開発資金金融通特別会計（以下この条及び次条において「暫定都市開発資金金融通特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2

旧都市開発資金金融通特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定都市開発資金金融通特別会計に帰属するものとする。

3

この法律の施行の際、旧都市開発資金金融通特別会計に所属する権利義務は、暫定都市開発資金金融通特別会計に帰属するものとする。

- 前項の規定により暫定都市開発資金融通特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定都市開発資金融通特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定都市開発資金融通特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百四十九条 暫定都市開発資金融通特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する規定による繰越しを必要とするものは、社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 平成十九年度の末日において、暫定都市開発資金融通特別会計に所属する権利義務は、社会資本整備事業特別会計の業務勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により社会資本整備事業特別会計の業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(地震再保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百五十一条 附則第六十六条第二十一条の規定による廃止前の地震再保険特別会計法(次項において「旧地震再保険特別会計法」という。)に基づく地震再保険特別会計(以下この条において「旧地震再保険特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する規定による繰越しを必要とするものは、地震再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧地震再保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧地震再保険特別会計に所属する積立金は、第三十四条第一項の規定により、地震再保険特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧地震再保険特別会計に所属する権利義務は、地震再保険特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により地震再保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百五十二条 附則第六十六条第二十七条の規定による廃止前の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(次項において「旧石油特別会計法」という。)に基づく石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(以下この条において「旧石油特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する規定による繰越しを必要とするものは、エネルギー需給勘定に繰り越して使用することができる。

1 対策特別会計のエネルギー需給勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧石油特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧石油特別会計法第六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、エネルギー需給勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧石油特別会計に所属する権利義務は、エネルギー需給勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(空港整備特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百五十二条 附則第六十六条第二十八条の規定による廃止前の空港整備特別会計法(第五項において「旧空港整備特別会計法」という。)に基づく空港整備特別会計(以下この条において「旧

空港整備特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に開しては、なお従前の例による。この場合において、旧空港整備特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第七号の規定により設置する空港整備特別会計(以下この条及び次条において「暫定空港整備特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧空港整備特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定空港整備特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧空港整備特別会計に所属する権利義務は、暫定空港整備特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定空港整備特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定空港整備特別会計の歳入及び歳出とする。

5 旧空港整備特別会計において旧空港整備特別会計法第七条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、暫定空港整備特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(附則第七百四十二条に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成十九年度において、読替え後の第十三条第一項及び附則第七百四十二条の規定により、借入金をすることができる。

(暫定空港整備特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百五十三条 暫定空港整備特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に開しては、なお従前の例による。この場合において、暫定空港整備特別会計の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大학교に對して交付する交付金又は施設の整備のための補助金(一般会計の負担によるもの(附則第七百四十四条第一項の規定に基づく一般会計からの繰入金を財源とするものを除く。)に限る。以下この条において同じ。)に係るものは一般会計の歳入に、第二百一条第五項第二号ニに規定するものに相当する金額は社会資本整備事業特別会計の業務勘定の歳入に、その他のものは同会計の空港整備勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定空港整備特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大학교に對して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号ニに規定するものは社会資本整備事業特別会計の業務勘定に、その他のものは同会計の空港整備勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 平成十九年度の末日において、暫定空港整備特別会計に所属する権利義務は、独立行政法人電子航法研究所及び独立行政法人航空大학교に對して交付する交付金又は施設の整備のための補助金に係るものは一般会計に、第二百一条第五項第二号ニに規定するものは社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額(第二百八条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。)の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年度において、第十三条第一項及び第二百八条第一項の規定により、借入金をすることができる。

及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項においては、なお従前の例による。この場合において、旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧労働保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金又は旧労働保険特別会計の労災勘定の雇用勘定に所属する雇用安定資金は、第三百三十三条第一項若しくは第三百四十四条第三項の規定により、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定に所属する積立金として積み立て、又は同会計の雇用勘定に所属する雇用安定資金として組み入れられたものとみなす。この法律の施行の際、旧労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に所属する権利義務は、それぞれ労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により労働保険特別会計の労災勘定、雇用勘定又は徴収勘定に所属する雇用安定資金として組み入れられたものとみなす。

(電源開発促進対策特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百五十五条

附則第六十六条第三十号の規定による廃止前の電源開発促進対策特別会計法(次

項において「旧電源特別会計法」という。)に基づく電源開発促進対策特別会計(以下この条において「旧電源特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項においては、なお従前の例による。この場合において、旧電源特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、電源立地対策(第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう。以下この条において同じ。)及び電源利用対策(第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう。以下この条において同じ。)の区分に従つて、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧電源特別会計法の電源立地勘定及び電源利用勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧電源特別会計法第十四条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、電源立地対策及び電源利用対策の区分に従つて、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧電源特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧電源特別会計の電源立地勘定に所属する周辺地域整備資金は、第九十二条第三項の規定により、エネルギー対策特別会計の電源立地勘定に所属する周辺地域整備資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧電源特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定に所属する権利義務は、電源立地対策及び電源利用対策の区分に応じ、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定によりエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地対策及び電源利用対策の区分に応じ、同勘定の電源立地対策及び電源利用対策の廃止に伴う経過措置)

2 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることができる。

3 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることができる。

4 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることとする。

5 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることとする。

2 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることができる。

3 この法律の施行の際、旧特許特別会計に所属する権利義務は、特許特別会計に帰属するものとする。前項の規定により特許特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(登記特別会計法の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定により特許特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項においては、なお従前の例による。この場合において、旧登記特別会計(以下この条において「旧登記特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項においては、なお従前の例による。この場合において、旧登記特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一条第一項第十四号の規定により設置する登記特別会計(以下この条及び次条において「暫定登記特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧登記特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定登記特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧登記特別会計に所属する権利義務は、暫定登記特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定登記特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定登記特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定登記特別会計の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定により暫定登記特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び歳出とする。

3 平成二十二年度の末日において、暫定登記特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

2 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(特別会計の平成十八年度の決算上の剩余金に係る一般会計への繰入れ)

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

3 平成二十二年度の末日において、暫定登記特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

2 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

1 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(国有林野事業債務管理特別会計の廃止に伴う経過措置)

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計の債務処理終了年度の収入及び支出並びに債務処理終了年度以前の年度の決算に関する事項においては、なお従前の例による。この場合において、同会計の債務処理終了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

1 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等)

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

1 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完

成する。

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

1 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等)

2 債務処理終了年度の末日において、国有林野事業債務管理特別会計に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

1 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

2 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることとする。

3 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることとする。

4 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることとする。

5 旧特許特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、特許特別会計に繰り入れることとする。

了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。(附則第二百五十九条の六において同じ。)の末日までの間、第二百十条第一項及び附則第五十五条の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。
この条において「空港整備事業」とは、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場(これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則二百五十九条の五までにおいて「空港」という。)の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。
この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。
一 國土交通省設置法(平成二十一年法律第百号)第四条第一項第二百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設(以下この条において「航空保安職員研修施設」という。)の管理及び運営
二 航空機を使用して行う航空保安施設(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下この条において「飛行検査業務等」という。)で国土交通大臣が行うもの
三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの
イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの(以下この条において「空港関係工事」という。)
ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この条において「空港関係受託工事」という。)及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの(以下この条において「空港関係受託業務」という。)
ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所(国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをいう。以下この条において同じ。)の所掌する事務(以下この条において「地方航空局事務所所掌事務」という。)
4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、自動車事故対策勘定、自動車検査登録勘定及び空港整備勘定に区分する。
5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
イ 国の空港(地方航空局の事務所が設置されているものに限る。)の使用料収入
ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項(同法第九条第二項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第四十七条第三項(同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による負担金
ハ 一般会計からの繰入金
二 歳出
イ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金
ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十号)第九条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第一百二十四号)第八条若しくは附則第十一条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第十四条の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限る。)の償還金

チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金
リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金(この勘定に帰属するものに限る。)
ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入
ル 附屬雑収入
二 歳出
イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用(北海道又は沖縄県における事業及び工事に関する事務費であつて北海道開発局又は沖縄総合事務局に係るもの並びに政令で定める空港における事業及び工事に関する事務費であつて地方整備局又は国土交通省の施設等機関で政令で定めるものに係るものを除く。)
ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用
ハ 借入金の償還金及び利子
ニ 一時借入金の利子
ホ 附屬諸費
三 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。
四 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。
五 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。
六 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。
七 (自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)
八 第二百五十九条の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十号)その他の関税法規による関税の賦課徵收並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。
九 次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。
一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合
二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で一般会計において使用する必要がなくなったものその他一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計に所管換又は所属替をする場合
三 前項に規定する事務のために使用する場合その他の政令で定める場合において、自動車安全特別会計において使用する場合において、自動車安全特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させるとき。
四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させるとき。
五 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合
六 別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させる場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。
三 第二百五十九条の五 当分の間、第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、空港の緊急な整備等に資するため、次に掲げる額の合算額(当該年度の前々年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分

(政令への委任)

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年七月八日法律第七〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、第三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構附則第十五条第三項の改正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは、「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条规定第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は一」とあるのは「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

2 前項の場合において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限りる。)」を削る。」とあるのは、「又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限りる。)」を削る。」とする。

附 則 (平成二一年一月三日法律第一号)
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年度分の予算から適用する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年四月九日法律第二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中農業信用保証保険法第六十六条第一項及び第六十八条から第七十条までの改正規定並びに附則第十四条の規定

第十一条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日前である場合には、第三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構附則第十五条第三項の改正規定中「附則第十五条第三項中」とあるのは、「附則第十四条第二項及び第十五条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条规定第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

附 則 (平成二二年四月九日法律第二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一八日法律第三七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二二年五月一八日法律第三七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一八日法律第三七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年四月二七日法律第二六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十三年五月二〇日法律第四七号) 附 則 (平成二三年五月二〇日法律第四七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) この附則に規定する法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 旧関西空港会社法第七条の四第二項又は第十条の規定による政府の貸付金について
は、第十四条の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律附則第二百五十九条の三第五項の規定を適用する。

附 則 (平成二三年六月一五日法律第六五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)
第三十三条 旧関西空港会社法第七条の四第二項又は第十条の規定による政府の貸付金について
は、第十四条の規定による貸付金とみなして特別会計に関する法律附則第二百五十九条の三第五項の規定を適用する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第一項若しくは二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、

四章の二とする改正規定及び同法第四十二条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条たゞし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十一条から第五十二条までの規定 公布の日

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関するもの)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七三号) 抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに附則第三条第一項(厚生労働大臣が定めるに係る部分に限る。)、第四条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月二二日法律第八四号) 抄

(施行期日) この附則に規定する法律の施行に伴う経過措置

第二十一条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金に関する経理は、特別会計に関する法律第八十五条第一項の規定にかかるわらず、エネルギー対策特別会計において行うものとする。この場合における特別会計に関する法律第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「ヲ 附属雑収入」とあるのは、「ヲ 鉱業法の一部を改正する等の法律(平成二十三年法律第八十四号)附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における納付金／ワ 附属雑収入／」とする。

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされてい
る出願、申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項につ
いてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を
適用する。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その
他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものに
ついては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定
により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項につ
いてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を
適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合
における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関するもの)は、政令で定める。

附 則 (平成二三年八月一〇日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公

布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第九号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成二十四年度の予算から適用する。

(東日本大震災復興特別会計の廃止等)
第二条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）第二十一条の規定により復興庁が廃止されたときは、東日本大震災復興特別会計は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとする。

2 政府は、前項の規定により東日本大震災復興特別会計が廃止されるときは、復興事業（新法第二百二十二条第一項に規定する復興事業をいう。以下同じ。）の進捗状況等を踏まえ、復興事業に関する経理の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際、一般会計に所属する権利義務であつて、次に掲げるものは、政令で定めるところにより、東日本大震災復興特別会計に帰属するものとする。

一 平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）（以下「平成二十三年度第三次補正予算」といいう。）に計上された費用のうち東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百十七号。以下「復興財源確保法」といいう。）第六十九条第五項の規定により国会の議決を受けた復興費用（以下単に「復興費用」といいう。）に関する権利義務（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する権利義務を除く。）

二 財政法第十五条第一項又は第二項の規定により国が負担した債務のうち復興事業に関するもの（当該債務を負担する行為により支出すべき費用について同法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用することとされたものに関する債務を除く。）

三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第一百四十三条第一項に規定する地方公共団体等が講ずる措置について国が同項の規定により同法の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行つた場合に、当該財政援助に係る額に相当する額の限度において同項に規定する原子力事業者に対して求償する権利

四 国が平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第三条第一項の規定による仮払金を支払つた場合に同法第九条第二項の規定により取得する特定原子力損害（同法第二条に規定する特定原子力損害をいう。）の賠償請求権（平成二十三年度の復興債に係る経過措置）

第五条 復興財源確保法第六十九条第一項から第三項までの規定により発行した公債に関する権利（平成二十四年度に繰り越した復興費用に関する経費に係る経過措置）

六 平成二十四年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、一般会計の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

七 平成二十四年度第三次補正予算に計上された復興費用の額及び復興施策に必要な財源として計上された額のうち、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を上回る場合には、予算で定めるところにより、平成二十四年度までにその上回る額を一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、第一号、第五号及び第六号に掲げる額の合計額が第二号から第四号までに掲げる額の合計額を下回る場合には、予算で定めるところにより、同年度までにその下回る額を同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

八 平成二十四年度第三次補正予算に復興費用として計上された額（第四号において「平成二十四年度復興費用予算額」という。）

九 平成二十四年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十二条第四項に規定する国会の議決を経た範囲に属する収入として計上された額（第五号において「平成二十四年度復興税外収入予算額」という。）

十 平成二十四年度第三次補正予算に復興財源確保法第七十条に規定する復興債の発行収入金として計上された額（第六号において「平成二十四年度復興債収入金予算額」という。）

十一 平成二十四年度復興費用予算額に係る支出済歳出額及び翌年度繰越額の合計額

十二 平成二十四年度復興税外収入予算額に係る収納済歳入額

十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

二十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

三十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

四十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

五十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

六十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

七十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

八十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

九十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百零九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一〇 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百一九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百二十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百三十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百四十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十二 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十三 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十四 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十五 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十六 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十七 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十八 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百五十九 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百六十 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百六十一 平成二十四年度復興債収入金予算額に係る収納済歳入額

一百六十二 平成二十四年度復興債収入金予算

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第八条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第一条第一項から第六項まで及び第九条から第十六条まで並びに附則第七条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次条並びに附則第三条、第五条及び第十二条の規定 公布の日

(国有林野事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第四条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 次条並びに附則第三条、第五条及び第十二条の規定 公布の日

(国有林野事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

附 則 (平成二十四年六月二七日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 第七条第一項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)並びに附則第二条第三項(両議院の同意を得ることに係る部分に限る)、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定 公布の日

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律(以下この条において「新特会法」という)の規定は、平成二十四年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づくエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定(以下この条において「旧電源開発促進勘定」という)における平成二十三年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算においては、なお従前の例による。この場合において、旧電源開発促進勘定の電源立地対策及び電源利用対策の平成二十四年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、電源立地対策(新特会法第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう)、電源利用対策(新特会法第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう)及び原子力安全規制対策(新特会法第八十五条第六項に規定する原子力安全規制対策をいう。以下この条において同じ)の区分に従つて、新特会法に基づくエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定(以下この条において「新電源開発促進勘定」という)の歳入に繰り入れるものとする。

2 この法律の施行の際、旧電源開発促進勘定の電源立地対策及び電源利用対策に所属する権利義務は、電源立地対策(新特会法第八十五条第四項に規定する電源立地対策をいう。次項において同じ)、電源利用対策(新特会法第八十五条第五項に規定する電源利用対策をいう。次項において同じ)及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定に帰属するものとする。

3 前項の規定により新電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に応じ、新電源開発促進勘定の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の歳入及び歳出とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

二 附則第八十七条中国国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第一百九条及び第一百五十九条の二の規定 平成二十五年四月一日

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成二十四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ

れぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

二 附則第八十七条中国国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)第二十七条の五第二項第四号の改正規定並びに附則第一百七条、第一百九条及び第一百五十九条の二の規定 平成二十五年四月一日

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十四年度の決算から適用する。

二 项の規定は、平成二十四年度の決算から適用する。

二 项の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項における事項による。

(政令等への委任)

(その他の経過措置の政令への委任)
この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附 則（平成二四年八月二二日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二条及び第二十三条の規定 平成三十一年四月一日

三 略

（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定 令和二年四月一日
（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度分の予算から適用する。

（前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和元年度分の予算から適用する。
（前条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度分の予算から適用する。

附 則（平成二四年九月五日法律第七六号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第三条（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「機構法」という。）第十一条第一項第十号及び第十二号並びに同条第二項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規定（「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分に限る。）、機構法第十二条第三号の改正規定（「並びに同条第一項」を「同条第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。」に改める部分（第十一條第二項第二号に掲げる業務に係る部分に限る。）に限る。）、機構法附則第五条第二項の改正規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第七条から第九条まで、第十六条、第二十一条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第二十二条から第二十三条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第一号の改正規定及び同項第二号への改正規定（「第三十四条第一項」を「第四十二条第一項」に改める部分に限る。）に改める部分に限る。）の規定並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第三四号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第五五号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日前における場合には、前条のうち特別会計に関する法律（平百十一条第三項第一号の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次号並びに附則第六三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

（調整規定）施行日が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、前条のうち特別会計に関する法律（平百十一条第三項第一号の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次号並びに附則第六三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

（平成十四年法律第二百四十五号。附則第五条において「開発機構法」という。）附則第十二条及

び第十三条の改正規定に限る。）及び第二十三条（特別会計に関する法律附則第十五条の改正規定に限る。）の規定 平成二十五年四月一日
規定期に限る。）の規定 平成二十五年四月一日
附 則（平成二四年一月二六日法律第九七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定

附 則（平成二五年三月六日法律第一号）抄

（施行期日）この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月三〇日法律第四号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月六日法律第三〇号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに附則第二条から第五条まで、第九条、第十一条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第十二条から第六条までの改正規定に限る。）及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年六月五日法律第三〇号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月五日法律第三〇号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで及び第五章並びに附則第五条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二五年六月二二日法律第六九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次号並びに附則第六三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

（平成十四年法律第二百四十五号。附則第五条において「開発機構法」という。）附則第十二条及

し、機構法附則第五条の次に「一条を加える改正規定に限る。」の規定並びに附則第十二条、第十八条から第二十一条まで、第二十二条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号。附則第五条において「開発機構法」という。）附則第十二条及

前項の場合において、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第九条のうち特別会計に関する法律第百十一条第三項第一号の改正規定中「第一号ルを同号ヲとし、同号ヌ」とあるのは「第一号リを同号ヌとし、同号チ」と、「ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とあるのは「リ 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第三項の規定による納付金」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二百五十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十三条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第七六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律(以下「新特別会計法」という。)の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。(交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正前の特別会計に関する法律(以下「旧特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「新交付税特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる。

第三条 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別会計に所属する権利義務は、新交付税特別会計に所属するものとする。

第四条 旧特別会計法に基づく財政投融资特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計(次項において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の例による。

第六条 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外國為替資金として組み入れられたものとみなす。

(エネルギー対策特別会計に関する経過措置)

第二百五十四条 旧特別会計法に基づく財政投融资特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第二百五十五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止等に伴う経過措置

第二百五十六条 旧特別会計法に基づくエネルギー対策特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(年金特別会計の福祉年金勘定の廃止に伴う経過措置)

第七条 旧特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「旧年金特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。)の国民年金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

第二百五十七条 旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、農業經營基盤強化勘定及び調整勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、一般会計又は新特別会計に基づく食料安定供給特別会計(以下この条から附則第十条までにおいて「新食料安定供給特別会計」という。)の農業經營安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

第二百五十八条 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、農業經營基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

第二百五十九条 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年度の末日において、旧食料安定供給特別会計に所属する調整資金は、新特別会計法第百三十二条第二項の規定により、新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

第二百六十条 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業經營基盤強化勘定、米管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、旧食料安定供給特別会計の農業經營基盤強化勘定に係るものは一般会計に、旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業經營安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に所属するものとする。

第二百六十一条 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業經營安定勘定、食糧管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の調整勘定に、それぞれ一般会計又は当該各勘定の歳入及び歳出とする。

第二百六十二条 農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置

第二百六十三条 旧特別会計法に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳入に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

3 2 旧農業共済再保険特別会計の業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法
第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安
定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。
旧農業共済再保険特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険特別会計の

再保險金支払基金勘定に属する現金及び旧農業共済再保險特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に属する積立金は、新特別会計法第百三十二条第一項の規定により、新特会計と合併し、新たに所有する現金は、新特別会計法第二百四条第一項の規定により、新

4 この法律の施行の際 旧農業共済再保険特別会計に所属する権利義務は 旧農業共済再保険特別会計の再保險金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは 別会計の再保險金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものには

新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

第十一条 （漁船再保險及び漁業共済保険特別会計の廃止に伴う経過措置）
旧特別会計法に基づく漁船再保險及び漁業共済保険特別会計（以下この条において「旧漁

船再保険及び漁業共済保険特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお從前の例による。この場合において、旧漁船再保険及び漁業

共済保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、日魚沿岸保険及び魚業者等保険特別会計の魚沿岸保険金勘定、魚沿岸朱保険勘定又は魚沿岸

組員給与・保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保險勘定の代金入に、旧漁船再保險支給金等を算入する。また、新食料勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保險勘定の代金入に、旧漁船再保險支給金等を算入する。

及て漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安

2 定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。
旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額

のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第百三十四条第一項の規定により、

旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業

共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に所属する積立金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する権利義務は、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の魚船普通保険勘定、魚船特別保険勘定又は漁船乗組員給与保

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定定にそれぞれ帰属するものとする。

に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(貿易再保険特別会計に関する経過措置)

第十一條 旧特別会計法に基づく貿易再保険特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第十二条 旧特別会計法に基づく社会資本整備事業特別会計（以下この条において「旧社会資本整備事業特別会計」といふ。）は、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経過措置（社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経過措置）

備事業特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に

関しては、なお従前の例による。この場合において、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等（新特別会計法附則第二百五十九条の三第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。）に係るものは新特別会計法に基づく自動車安全特別会計（以下この条において「新自動車安全特別会計」という。）の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものを除く。）で復興事業（新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。）に係るものは新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計（以下「新東日本大震災復興特別会計」という。）に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものと/orを除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るもの（空港整備事業等に係るものと/orを除く。）で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平成二十五年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の二第一項の規定により国債整理基金特別会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金の金額の合計額との差額がある場合には、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（自動車安全特別会計に関する経過措置）

第十三条 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（東日本大震災復興特別会計に関する経過措置）

第十四条 旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（施行期日）
附 則 （平成二六年三月三一日法律第五号）抄

(第三条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

(第四条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則 (平成二十六年四月一六日法律第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第八条第三項及び第四項並びに第十九条の規定は、公布の日から施行する。(森林保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十一條 旧森林保険特別会計の平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所属する権利及び義務のうち、附則第八条第一項各号に掲げるものは、一般会計に帰属するものとする。(罰則に関する経過措置)

第十八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十二条まで及び第十三条並びに前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月二一日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二十条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十八条 (处分等の効力) 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十九条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

二十九条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二七年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定(平成二十七年四月一日を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定

公布の日(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定を税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。(政令への委任)

附 則 (平成二七年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

附 則 (平成二七年七月一七日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十二条 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二十四条 旧貿易再保険特別会計の平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

二 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、この法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保険法による政府の再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる國の政府、地方公共團体若しくはこれらに準ずる者又は當該國の法人若しくは人に關するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4 この法律の施行前に旧特別会計法第百八十六条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために旧特別会計法第六条及び第百八十六条第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられたものとみなす。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日) **附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則 (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則 (平成二八年九月一一日法律第六六号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(施行期日) **附 則 (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十二条第三項の規定による都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入については、旧特別会計法附則第十一条第二項(地方法人特別税の収入に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(施行期日) **附 則 (平成二八年三月三一日法律第一四号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度の予算から適用する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

(施行期日) **附 則 (平成二八年三月三一日法律第一八号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

(施行期日) **附 則 (平成二八年三月三一日法律第一八号) 抄**

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第三条 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度の予算から適用し、平成二十七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(政令への委任)

前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) **附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九号) 抄**

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧給与保険法第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、特別会計に関する法律第百二十四条第一項の規定にかかるわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における前条の規定による改正後の同法(以下この条において「新特別会計法」という。)第百一十七条第四項及び第六項、第百二十九条第四項、第百三十四条第一項並びに第百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、新特別会計法第百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業(漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第三十九号。以下このイにおいて「改正法」という。)附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第二条の規定による改正前の漁船損害等補償法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。以下この節において同じ。)及び漁船乗組員給与保険事業(改正法附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第五条の規定による廃止前の漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百十二号)第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業をいう。以下この節において同一項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

五の四の一 附則第四十九条及び第五十一条の規定 (特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置))

五の四の二 附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 附則第四十八条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく交付税及び譲与税(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 附則第四十九条の規定による改正前の特別会計に関する法律(以下この条において「旧特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計の令和元年度の決算に関する規定による廃止前的地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)をいう。以下の項において同じ。)による地方法人特別税の收入(以下この項において同じ。)による地方法人特別税の收入及び平成二十八年地方税法等改正法と、別譲与税の譲与金及びとする。

保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、新特別会計法第百二十九条第四項第二号、第一百三十四条第一項第二号並びに第百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、特殊保険再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

(罰則に関する経過措置)

(政令への委任)
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年一〇月一九日法律第七五号）

この法律は
附則
（平成二八年一月二八日法律第八六号）
抄

(施行期日)、

この法律は、公布の日から施行する。
附 則
(平成二十九年一月八日法律)

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日) 平成二九年三月三一日法律第三号 捷

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する特
別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置

適用する。

(施行期日) 平成二九年三月一日法律第一四号

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行す

該各号に定める日から施行する。

布の日

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定
（罰則に関する経過措置）

為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律

める。

(施行期日) 平成二九年四月一日 法律第五号

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えては

(平成二九年六月二三日法律第七四号)
附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する(略)

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定 公布

第二十一条 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置

法」という。)の規定は、平成三十年度の予算から適用

業共済再保険勘定」という。)の平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事項は、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険勘定の平成三十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計の農業再保険勘定(以下この条において「新農業再保険勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険勘定の平成二十九年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険勘定に所属する積立金は、新特別会計法第百三十四条第一項の規定により、新農業再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

3 この法律の施行の際、旧農業共済再保険勘定に所属する権利義務は、新農業再保険勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新農業再保険勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新農業再保険勘定の歳入及び歳出とする。

5 附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百三十四条の規定による再保険事業及び旧法第百四十二条の四の規定による保険事業に関する経理は、新特別会計法第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における同条第四項並びに新特別会計法第百二十七条第三項第一号及び第二号、第一百二十九条第三項第一号並びに附則第四十一条の規定の適用については、新特別会計法第百二十条第四項中「保険事業を」とあるのは「保険事業並びに農業災害補償法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十四号)附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)以下「旧農業災害補償法」という。)第百三十四条の規定による再保険事業及び旧農業災害補償法第百四十二条の四の規定による保険事業を」と、新特別会計法第百二十七条第三項第一号イ中「保険料を」とあるのは「保険料並びに旧農業災害補償法第百三十六条の再保険料及び旧農業災害補償法第百四十二条の六の保険料を」と、同項第二号イ中「保険金を」とあるのは「保険金並びに旧農業災害補償法第百三十七条の再保険金及び旧農業災害補償法第百四十二条の七の保険金を」と、同号ロ中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第十三条(旧農業災害補償法第十三条の六において準用する場合を含む。)の規定による交付金」と、新特別会計法第百二十九条第三項第一号中「もの」とあるのは「もの及び旧農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの」と、新特別会計法附則第四十一条中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第百五十条の三第一項の交付金」とする。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用する。

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別会計に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

附則 (平成三十一年六月二十日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例によ

る。

3 (特別会計に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

前項の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成三十年度の予算から適用し、平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例によ

附則 (平成三十一年三月二十九日法律第二号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二十九日法律第三号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年三月二十九日法律第三号抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年三月二十九日法律第三号抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条第二項の改正規定(「第五十条第六項」を削る部分を除く。)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。)、第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号ニの改正規定に限る。)、第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十二年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二十九日法律第四号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二十九日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二十九日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

附則 (令和元年五月二十四日法律第一四号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。

附則 (車両法改正法の一部改正に伴う調整規定)

第八十二条 施行日が車両法改正法の施行の日以後である場合には、附則第三十三条中「第一百二条第四項ただし書」とあるのは「第一百二条第五項ただし書」と、「第十三号まで若しくは前項の」とあるのは「第十二号まで、第二項若しくは前項の規定による」と、「同条第五項」とあるのは「同条第六項」と、附則第六十一条中「第十三号」とあるのは「第十二号」と、「及び同条第二項」とあるのは「の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第四項」と、「同条第四項ただし書」とあるのは「同条第五項ただし書」とし、前条(車両法改正法第二条のうち道路運送車両法第二十二条の改正規定の改正規定及び車両法改正法附則第二十一条のうち特別会計に関する法律第二百十三条第二項第一号ロの改正規定の改正規定に限る。)の規定は、適用しない。

附則 (令和元年六月一二日法律第三一号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年二月五日法律第一号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

附則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

附則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

附則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

附則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第五号抄

附則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

この法律は、令和二年三月三一日法律第一四号抄

附

則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第二十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号の改正規定並びに同条第四項の改正規定（前項第三号）を「前項第四号」に改める部分を除く。）、第三条の改正規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一条第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（令和三年度を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十一条第一項の規定 令和三年四月一日

（特別会計に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第九条 第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の特別会計に

関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用し、令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算においては、なお従前の例による。

2 第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用し、令和二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算においては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第十一条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十二条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改

正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定 公布の日

（特別会計に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第八十七条 改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百一条第二項、第三項及び第六項並びに第一百十四条第九項の規定の例により、年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合において、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百一条第六項第二号本中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び厚生年金勘定」とする。

（政令への委任）

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条中福島復興再生特別措置法第四十八条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第七項の改正規定、同法第四十八条の五第三項の改正規定、同法第四十八条の六第一項の改正規定、同法第四十八条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十八条の十第三項の改正規定、同法第四十八条の十二の改正規定、同法第五十条の改正規定、同法第五十三条の改正規定、同法第五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七十六条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十八条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六章中第八十九条の次に節名及び十二条を加える改正規定（十二条を加える部分に限る。）、第四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第七十二条第三項に一号を加える改正規定、第五条中特別会計に関する法律附則第十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同法附則第十二条の三を同法附則第十二条の四とする改正規定及び同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条、第十条、第十八条、第十九条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年二月三日法律第三号）抄

（この法律は、公布の日から施行する。）

附 則（令和三年三月三一日法律第八号）抄

（この法律は、公布の日から施行する。）

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（特別会計に関する法律の一
部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用

までの規定 公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月一日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中航空法第二百十一条の六の次に四条を加える改正規定及び同法附則の改正規定 (同法附則第六条から第九条までに係る部分に限る) に二条、見出し及び二条を加える部分 (同法附則第六条から第九条までに係る部分に限る) を除く。) 並びに第四条のうち民間の能力を活用した国管理空港等に関する法律

目次の改正規定 (第九条) を「第九条の二」に改める部分に限る) 及び同法第二章中第九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条、第十九条及び第二十条 (関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成二十三年法律第五十四号) 次条第二項において「設置管理法」という) 第三十一条第一項の改正規定中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める部分に限る) の規定 公布の日

附 則 (令和三年一一月二四日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

附 則 (令和四年五月九日法律第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定 公布の日

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律 第二条第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の三の改正規定 (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構) を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る) 及び同法第二十八条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第十六条中租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第二十八条第一項第三号、第五十七条の四第五項第三号及び第六十六条の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十七条、第十八条、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月一五日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

附 則 (令和四年五月九日法律第三九号) 抄

- 二 附則第四十三条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 次に掲げる規定
イ から今まで 略
ト 第十七条及び附則第十六条から第十八条までの規定
- 五 次に掲げる規定 令和八年四月一日
- 六 次に掲げる規定 令和八年十月一日
- イ 及びロ 略
- ハ 第十九条及び附則第二十条の規定
- （第十六条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第十五条 第十六条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和六年度の予算から適用し、令和五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
- （労働保険特別会計の雇用勘定に関する経過措置）
- 第十六条 第十七条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく労働保険特別会計の雇用勘定（以下この条において「旧雇用勘定」という。）の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧雇用勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額（育児休業給付に係る歳入に限る。）があるときは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 旧雇用勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、育児休業給付に係るものは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に繰り越して使用することができる。
- 3 旧雇用勘定の令和六年度の出納の完結の際、旧雇用勘定に所属する育児休業給付資金は、第七条の規定による改正後の特別会計の育児休業等給付勘定に所属する育児休業給付資金として組み入れられたものとみなす。
- 4 第十七条の規定の施行の際、旧雇用勘定に帰属する権利義務であつて、育児休業給付に係るものは、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属するものとみなす。
- 5 前項の規定により子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に帰属する収入及び支出は、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定の歳入及び歳出とする。
- （年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の廃止に伴う経過措置）
- 第十七条 第十七条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の子ども・子育て支援勘定（以下この条及び次条において「旧子ども・子育て支援勘定」という。）の令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合は、子ども・子育て支援勘定の令和七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。
- 2 旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用することができる。
- 3 旧子ども・子育て支援勘定の令和六年度の出納の完結の際、旧子ども・子育て支援勘定に所属する積立金は、第十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に係るもののとみなす。

- 4 第十七条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。（労働保険特別会計の雇用勘定に関する経過措置）
- 第十八条 第一条の規定（附則第一条第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる改正規定を除く。）による改正後の子ども・子育て支援法（以下この条及び附則第四十七条において「施行日新支援法」という。）附則第二十八条の規定により読み替えて適用する施行日新支援法第七十一条の二十六の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。
- （第十八条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 第十九条 第十八条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
- 第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について（その他の経過措置の政令への委任）
- 第四十六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）
- 第四十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対応するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。